

第1節

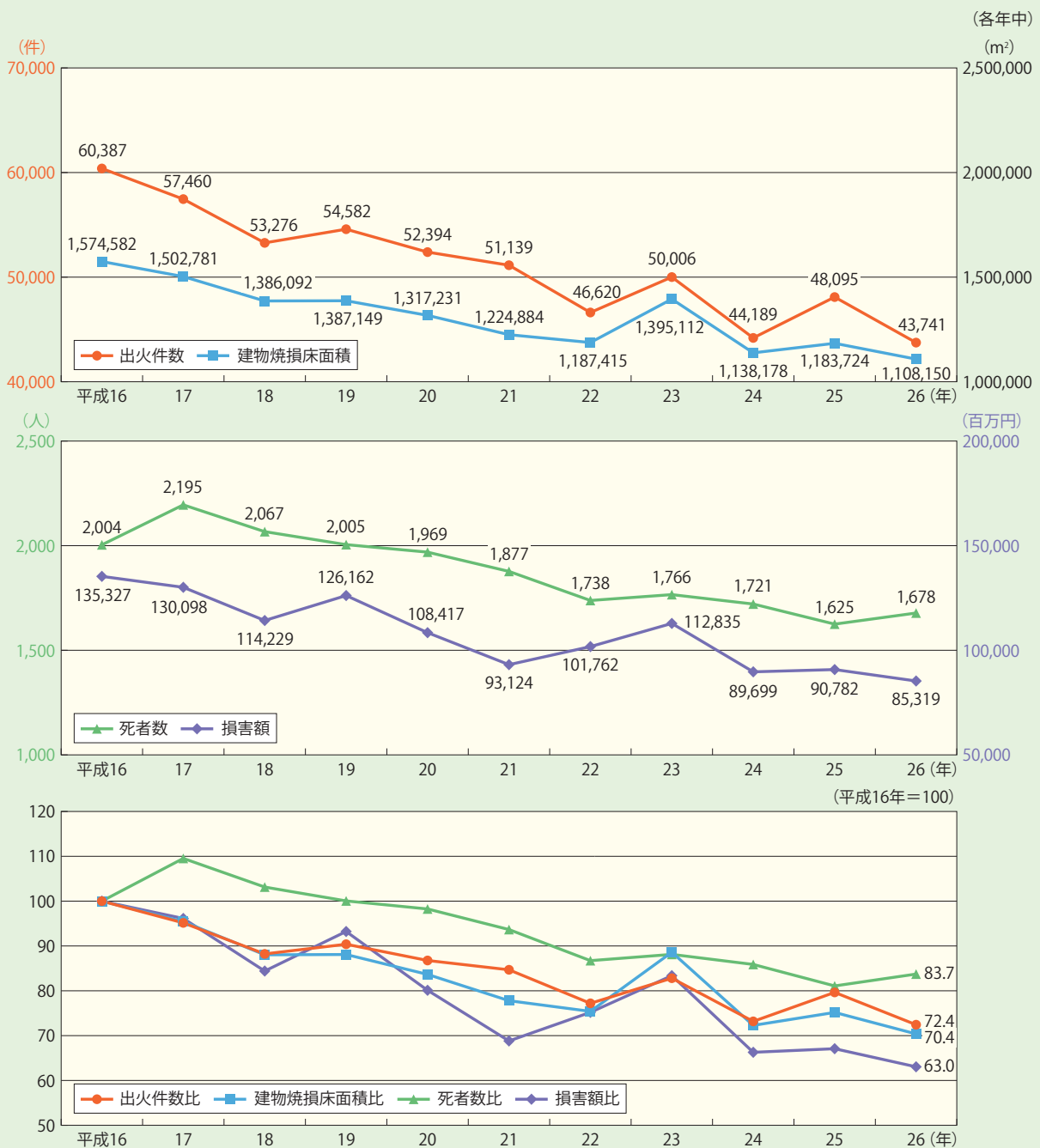
火災予防

【 火災の現況と最近の動向 】

この10年間の出火件数をみると、6万387件であった平成16年以降おおむね減少傾向となってお

り、平成26年中の出火件数は、4万3,741件と前年に比べ4,354件（9.1%）減少し、10年前（平成16年中の出火件数）の72.4%となっている。また、火災による死者数も、2,195人を記録した平成17年

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 3 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成16年中の値を100とした比

以降おおむね減少傾向にあり、平成26年中の火災による死者数は、1,678人と前年に比べ53人(3.3%)増加したものの、10年前(平成16年中の火災によ

る死者数)の83.7%となっている(第1-1-1図、第1-1-1表)。

第1-1-1表 火災の状況

(各年中)						
区 分	単位	平成16年	平成25年 (A)	平成26年 (B)	増減 (B) - (A) (C)	増減率 (C)/(A) × 100 (%)
出 火 件 数	件	60,387	48,095	43,741	△4,354	△9.1
建 物 火 災		33,325	25,053	23,641	△1,412	△5.6
林 野 火 災		2,592	2,020	1,494	△526	△26.0
車 両 火 災		7,077	4,586	4,467	△119	△2.6
船 舶 火 災		132	91	86	△5	△5.5
航 空 機 火 災		10	3	1	△2	△66.7
そ の 他 の 火 災		17,251	16,342	14,052	△2,290	△14.0
焼 損 棟 数	棟	46,018	35,031	33,380	△1,651	△4.7
全 焼		10,609	8,036	7,411	△625	△7.8
半 焼		3,517	2,113	2,021	△92	△4.4
部 分 焼		13,754	9,564	9,019	△545	△5.7
ぼ や		18,138	15,318	14,929	△389	△2.5
建物焼損床面積	m ²	1,574,582	1,183,724	1,108,150	△75,574	△6.4
建物焼損表面積	m ²	158,292	120,615	118,684	△1,931	△1.6
林野焼損面積	a	156,779	97,079	106,182	9,103	9.4
死 者	人	2,004	1,625	1,678	53	3.3
負 傷 者	人	8,641	6,858	6,560	△298	△4.3
り 災 世 帯 数	世帯	29,793	21,369	20,788	△581	△2.7
全 損		7,021	4,863	4,569	△294	△6.0
半 損		2,461	1,559	1,425	△134	△8.6
小 損		20,311	14,947	14,794	△153	△1.0
り 災 人 員	人	76,960	49,676	47,726	△1,950	△3.9
損 害 額	百万円	135,327	90,782	85,319	△5,463	△6.0
建 物 火 災		126,529	82,320	77,656	△4,664	△5.7
林 野 火 災		809	233	1,369	1,136	487.6
車 両 火 災		3,376	3,668	2,625	△1,043	△28.4
船 舶 火 災		627	299	241	△58	△19.4
航 空 機 火 災		141	5	0	△5	△100.0
そ の 他 の 火 災		2,746	2,209	2,820	611	27.7
爆 発		1,099	2,049	608	△1,441	△70.3
出 火 率	件/万人	4.8	3.7	3.4	△0.3	—

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 4 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 5 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 8 「その他の火災」とは、建物火災、車両火災、林野火災及び航空機火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災)をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 14 人口は、平成16年及び平成25年については各年3月31日現在の住民基本台帳、平成26年については3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。
 15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別(建物、車両、林野、船舶、航空機、その他の別)ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。
 16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。
 17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

1. 出火状況

(1) 1日当たり120件の火災が発生

平成26年中の出火件数 4万3,741件を1日当たりで見ると、120件の火災が発生したことになる（第1-1-2表）。

(2) 建物火災が全火災の54.0%で最多

平成26年中の出火件数について、その構成比を見ると、建物火災が全火災の54.0%で最も高い比率を占めている（第1-1-3表）。

(3) 冬季・春季の火災による損害額が多い

平成26年中の出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけての出火件数が総出火件数の58.9%となっており、損害額の57.4%を占めている（第1-1-4表）。

(4) 出火率は3.4件/万人

平成26年中の出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.4件/万人となっている（第1-1-1表、第1-1-5表）。また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは山梨県の5.1件/万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の2.0件/万人

第1-1-2表 1日当たり及び1件当たりの火災の状況

(各年中)

区分	単位	平成16年	平成25年	平成26年	
全火災 1日当たり	出火件数	件	165	132	120
	損害額	百万円	370	249	234
	焼損棟数	棟	126	96	91
	建物焼損床面積	m ²	4,302	3,243	3,036
	建物焼損表面積	m ²	432	330	325
	林野焼損面積	a	428	266	291
	り災世帯数	世帯	81	59	57
	り災人員	人	210	136	131
	死者	人	5.5	4.5	4.6
	負傷者	人	23.6	18.8	18.0
建物火災 1日当たり	出火件数	件	91	69	65
全火災 1件当たり	損害額	万円	224	189	195
	損害額	万円	380	329	328
建物火災 1件当たり	建物焼損床面積	m ²	47.2	47.2	46.9
	建物焼損表面積	m ²	4.7	4.8	5.0
	焼損棟数	棟	1.4	1.4	1.4
	り災世帯数	世帯	0.9	0.9	0.9
	り災人員	人	2.3	2.0	2.0
林野火災 1件当たり	損害額	万円	31	12	92
	林野焼損面積	a	60	48	71

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-3表 出火件数の構成比率

(各年中)
(単位：%)

火災種別	平成25年	平成26年
建物火災	52.1	54.0
車両火災	9.5	10.2
林野火災	4.2	3.4
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	34.0	32.1
合計	100.0	100.0

(備考) 「火災報告」により作成

その他の火災の内訳（出火箇所で分類）^{*1}

(単位：%)

出火箇所	平成26年	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの ^{*2}	8.8	
道路、空地等	敷地内	21.4
	田畑	17.9
	空地	10.5
	河川敷等	7.6
	公園	6.6
その他	9.5	
出火箇所不明	0.5	
その他	17.2	
合計	100.0	

※1 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-4表 四季別出火状況

(各年中)

年 別 季 別	平成25年				平成26年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季（3月～5月）	15,456	32.1	25,490	28.1	14,376	32.9	24,742	29.0
夏季（6月～8月）	10,924	22.7	17,238	19.0	8,935	20.4	15,701	18.4
秋季（9月～11月）	9,572	19.9	22,589	24.9	9,041	20.7	20,657	24.2
冬季（1～2月、12月）	12,143	25.2	25,465	28.1	11,389	26.0	24,218	28.4
合計	48,095	100.0	90,782	100.0	43,741	100.0	85,319	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

第1-1-5表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)

区分	平成16年	平成26年	増減率 (%)
出火率 (件/万人)	4.8	3.4	—
出火件数 (件)	60,387	43,741	△27.6
建物火災 (件)	33,325	23,641	△29.1
人口 (人)	126,824,166	128,130,722	1.0
世帯数 (世帯)	49,837,731	55,638,174	11.6

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 人口は、平成16年については3月31日現在の住民基本台帳、平成26年については3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。

で、同県は平成3年(1991年)以降連続して最も出火率が低くなっている(第1-1-6表)。

(5) 火災覚知方法は119番通報、初期消火方法は消火器が最多

平成26年中の消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用電話(119番)^{*1}によ

る通報が68.7%と最も多い(第1-1-2図)。また、初期消火の方法についてみると、消火器を使用したものが19.7%と初期消火が行われたもの(25.5%)の中(その他を除く。)で最も高い比率になっている。一方で、初期消火を行わなかったものは36.7%となっており、平成16年と比較すると2.1ポイント減少している(第1-1-7表)。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

平成26年中の「火災による死者数」は1,678人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者(以下「放火自殺者等」という。)を除いた死者数は1,262人と前年(1,278人)に比べ16人(1.3%)減少しており、1,546人を記録した平成17年以降おおむね減少傾向となっている。また、負傷者数は6,560人と前年(6,858人)

第1-1-6表 都道府県別出火率

(平成26年中)

都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)		都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	
				順位					順位
1 北海道	2,083	544	3.8	15	25 滋賀	471	142	3.3	30
2 青森	584	136	4.3	7	26 京都	537	258	2.1	46
3 岩手	482	130	3.7	17	27 大阪	2,478	887	2.8	41
4 宮城	846	232	3.6	19	28 兵庫	1,862	562	3.3	31
5 秋田	351	106	3.3	32	29 奈良	525	141	3.7	16
6 山形	462	115	4.0	13	30 和歌山	357	101	3.5	25
7 福島	678	196	3.5	28	31 鳥取	234	58	4.0	14
8 茨城	1,300	297	4.4	5	32 島根	319	71	4.5	3
9 栃木	856	201	4.3	9	33 岡山	686	193	3.6	23
10 群馬	944	201	4.7	2	34 広島	873	287	3.0	38
11 埼玉	2,364	729	3.2	35	35 山口	500	144	3.5	26
12 千葉	2,242	625	3.6	21	36 徳島	232	78	3.0	39
13 東京	4,830	1,323	3.7	18	37 香川	350	101	3.5	27
14 神奈川	2,377	909	2.6	44	38 愛媛	467	143	3.3	34
15 新潟	632	234	2.7	42	39 高知	319	75	4.2	10
16 富山	219	109	2.0	47	40 福岡	1,507	511	3.0	40
17 石川	257	116	2.2	45	41 佐賀	307	85	3.6	20
18 福井	213	81	2.6	43	42 長崎	458	141	3.2	36
19 山梨	436	86	5.1	1	43 熊本	595	182	3.3	33
20 長野	954	215	4.4	4	44 大分	422	119	3.5	24
21 岐阜	869	209	4.2	12	45 宮崎	488	113	4.3	6
22 静岡	1,208	379	3.2	37	46 鹿児島	703	169	4.2	11
23 愛知	2,551	749	3.4	29	47 沖縄	516	144	3.6	22
24 三重	797	186	4.3	8	合計	43,741	12,813	3.4	

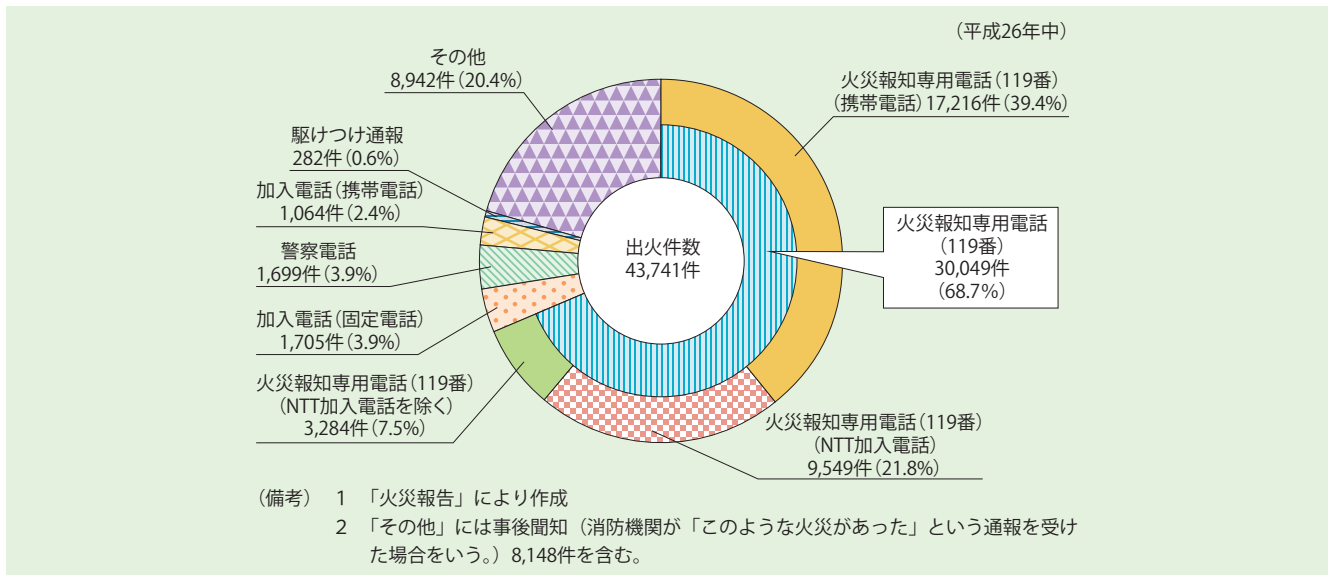
(備考) 1 「火災報告」により作成

2 順位は出火率が高い都道府県から順に、1位、2位……47位としている。

3 人口は、3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。

* 1 「火災報知専用電話」とは、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



第1-1-7表 初期消火における消防用設備等の使用状況

	簡易消火器具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
平成16年	4,092	6.8	12,983	21.5			649	1.1	19,224	31.8	23,439	38.8	60,387	100.0
平成26年	2,056	4.7	8,606	19.7	121	0.3	360	0.8	16,545	37.8	16,053	36.7	43,741	100.0

- (備考) 1 「火災報告」により作成
2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等 (消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等) をいう。
3 「簡易消火器具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。
4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう。(屋内消火栓設備については、別枠を設けているため除く。)
5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。

に比べ298人 (4.4%) 減少しており、8,850人を記録した平成17年以降減少傾向となっている (第1-1-3図)。

ア 1日当たりの火災による死者数は4.6人

平成26年中の1日当たりの火災による死者数は4.6人となっている (第1-1-2表)。

イ 火災による死者数は、人口10万人当たり1.3人

火災による死者の状況を都道府県別にみると、東京都が97人で最も多く、次いで埼玉県が92人、大阪府が84人となっている。一方、死者が最も少ないのは、佐賀県で7人となっている。

人口10万人当たりの火災による死者数で比較すると、最も多いのは秋田県で3.3人、最も少ないのは神奈川県で0.7人となっている。また、全国平均では1.3人となっている (第1-1-8表)。

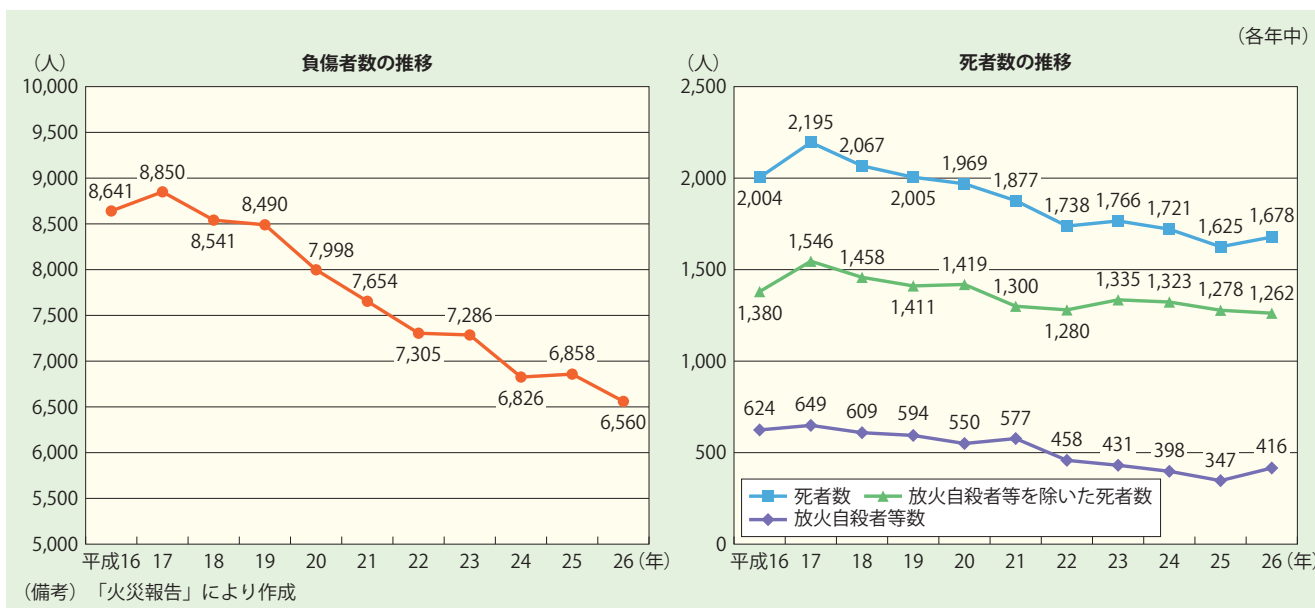
ウ 火災による死者は1月から3月及び12月に多く発生

平成26年中の火災による死者発生状況を月別にみると、火気を使用する機会が多い1月から3月まで及び12月の平均は月に216.5人 (年間の月平均は139.8人) に上っており、この4か月間に年間の火災による死者数の51.6%に当たる866人の死者が発生している (第1-1-4図、附属資料13)。

エ 23時から翌朝6時までの時間帯の火災で多くの死者が発生

平成26年中の火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、23時から翌朝6時までの時間帯で多くなっており、同時時間帯の火災100件当たりの死者数の平均は7.2人と、全時間帯の平均3.8人の1.9倍となっている (第1-1-5図、附属資料14)。

第1-1-3図 火災による死傷者数の推移



第1-1-8表 都道府県別の火災による死者の状況

(平成26年中)

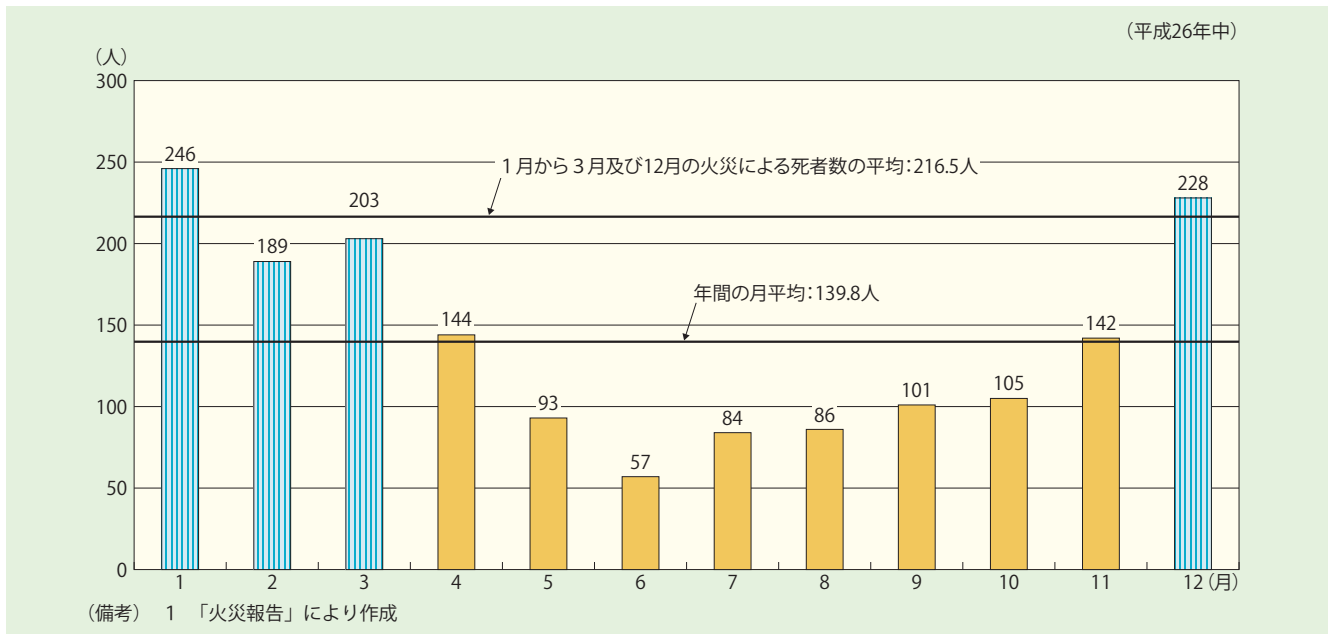
都道府県	死者数		10万人当たり死者数		都道府県	死者数		10万人当たり死者数	
	(人)	順位	(人)	順位		(人)	順位	(人)	順位
1 北海道	81	4	1.5	27	25 滋賀	13	41	0.9	41
2 青森	26	27	1.9	13	26 京都	30	23	1.2	35
3 岩手	33	21	2.5	4	27 大阪	84	3	1.0	40
4 宮城	40	18	1.7	17	28 兵庫	70	6	1.3	34
5 秋田	35	19	3.3	1	29 奈良	19	33	1.4	30
6 山形	19	33	1.7	19	30 和歌山	19	33	1.9	14
7 福島	43	16	2.2	8	31 鳥取	8	45	1.4	29
8 茨城	46	13	1.6	22	32 島根	10	44	1.4	28
9 栃木	45	15	2.2	6	33 岡山	29	24	1.5	25
10 群馬	42	17	2.1	9	34 広島	52	9	1.8	15
11 埼玉	92	2	1.3	33	35 山口	25	28	1.7	16
12 千葉	71	5	1.1	36	36 徳島	15	39	1.9	12
13 東京	97	1	0.7	46	37 香川	13	41	1.3	32
14 神奈川	63	7	0.7	47	38 愛媛	35	19	2.5	5
15 新潟	48	11	2.1	10	39 高知	20	31	2.7	3
16 富山	22	29	2.0	11	40 福岡	46	13	0.9	42
17 石川	19	33	1.6	20	41 佐賀	7	47	0.8	44
18 福井	8	45	1.0	39	42 長崎	15	39	1.1	37
19 山梨	19	33	2.2	7	43 熊本	28	26	1.5	23
20 長野	33	21	1.5	24	44 大分	20	31	1.7	18
21 岐阜	22	29	1.1	38	45 宮崎	17	38	1.5	26
22 静岡	49	10	1.3	31	46 鹿児島	47	12	2.8	2
23 愛知	63	7	0.8	43	47 沖縄	11	43	0.8	45
24 三重	29	24	1.6	21	合計/平均	1,678		1.3	

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「順位」は、10万人当たり死者数が多い都道府県から順に、1位、2位、……47位としている。
 3 人口は3月31日時点の消防防災・震災対策現況調査による。

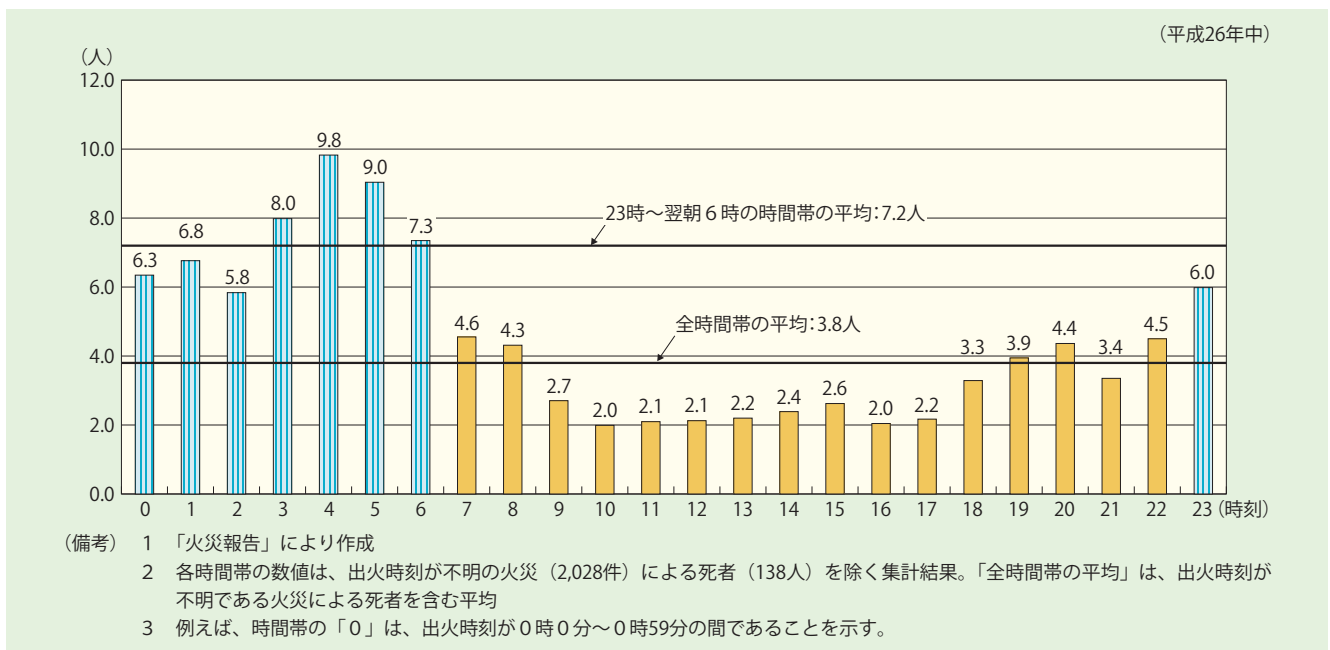
オ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い
 平成26年中の火災による死因は、火傷が596人（35.5%）と最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息が473人（28.2%）となっている（第1-1-9表）。

カ 逃げ遅れによる死者が51.3%
 死亡に至った経過をみると、平成26年中の火災による死者数（放火自殺者等を除く。）1,262人のうち、逃げ遅れが647人で51.3%を占めている。そ

第1-1-4図 月別の火災による死者発生状況



第1-1-5図 時間帯別火災100件当たりの死者発生状況



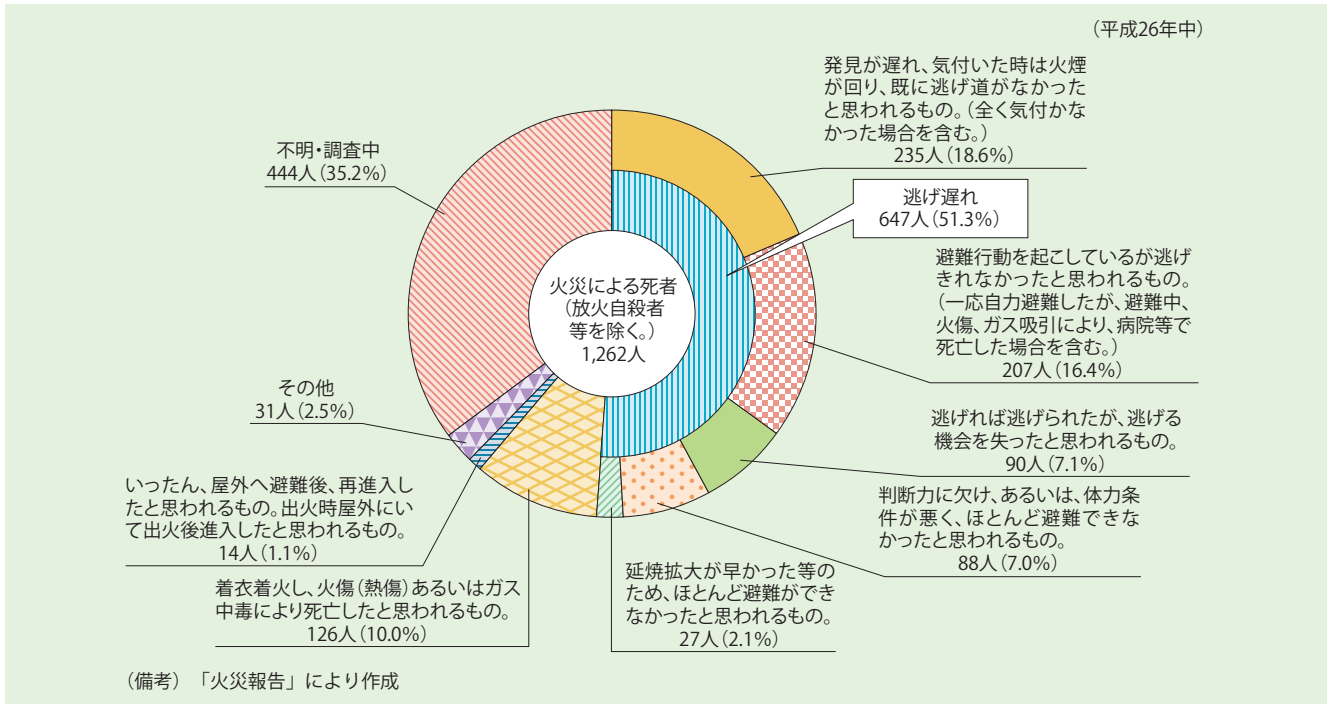
第1-1-9表 火災による死因別死者発生状況の推移

(各年中)
(人、%)

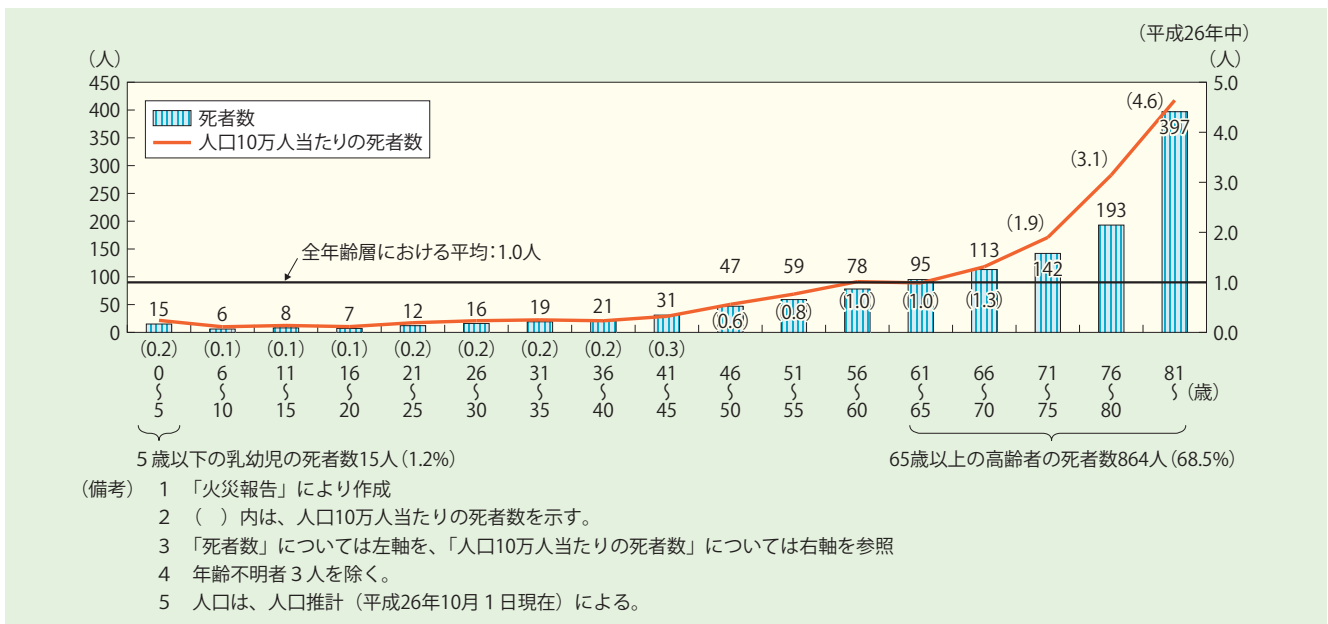
区分 年別	一酸化炭素 中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計
平成22年	559 (32.2)	531 (30.6)	3 (0.2)	433 (24.9)	63 (3.6)	149 (8.6)	1,738 (100.0)
平成23年	563 (31.9)	544 (30.8)	5 (0.3)	418 (23.7)	60 (3.4)	176 (10.0)	1,766 (100.0)
平成24年	535 (31.1)	581 (33.8)	4 (0.2)	387 (22.5)	67 (3.9)	147 (8.5)	1,721 (100.0)
平成25年	493 (30.3)	573 (35.3)	2 (0.1)	337 (20.7)	65 (4.0)	155 (9.5)	1,625 (100.0)
平成26年	473 (28.2)	596 (35.5)	10 (0.6)	409 (24.4)	47 (2.8)	143 (8.5)	1,678 (100.0)

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は構成比を示す。

第1-1-6図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



第1-1-7図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



の中でも「避難行動を起こしているが逃げきれなかったと思われるもの。(一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。)」が207人と最も多く、全体の16.4%を占めている(第1-1-6図、附属資料15)。

キ 高齢者の死者が68.5%

火災による死者数(放火自殺者等を除く。)を年齢別にみると、65歳以上の高齢者が864人で68.5%を占めており、特に81歳以上が397人(31.5%)

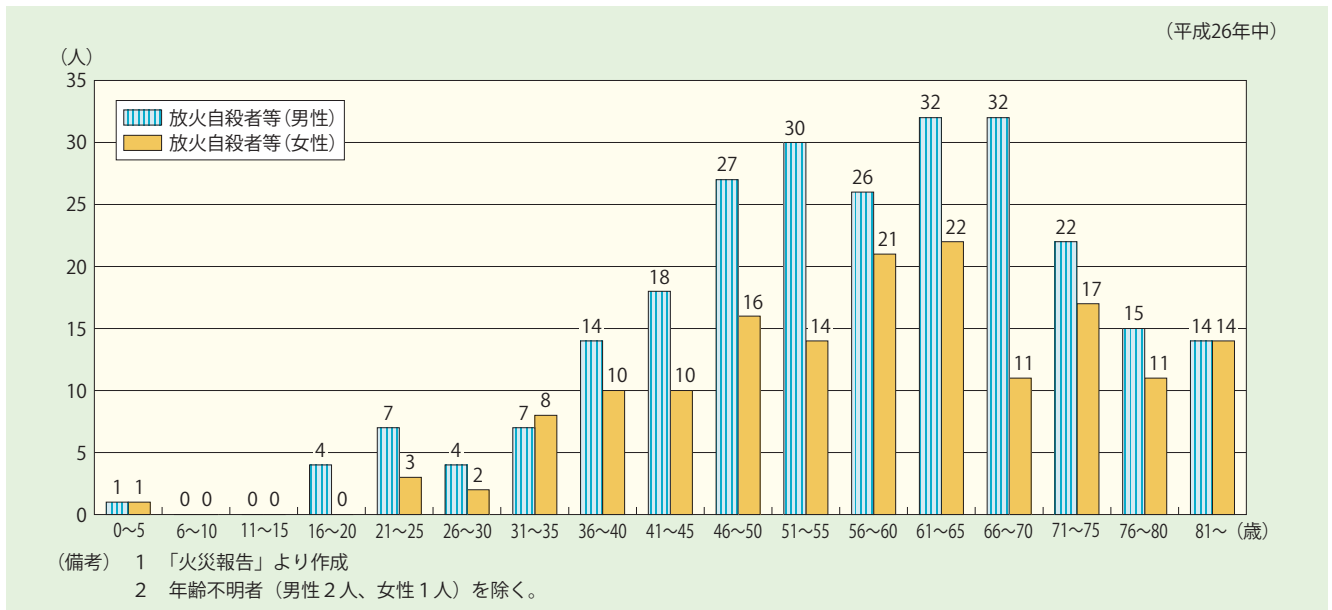
と多くなっている(第1-1-7図、附属資料16)。

また、年齢階層別の人口10万人当たりの死者数(放火自殺者等を除く。)は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では4.6人と、全年齢層における平均1.0人の4.6倍となっている。

ク 放火自殺者等は、火災による死者の24.8%

平成26年中の放火自殺者等は416人となり、これは、火災による死者の総数(1,678人)の

第1-1-8図 年齢別・性別放火自殺者等発生状況



24.8% (前年21.4%) を占めている (第1-1-3図)。
また、年齢別・性別にみると、特に男性の61歳～65歳及び66歳～70歳の階層がそれぞれ32人と最も多くなっている (第1-1-8図、附属資料16)。

(2) 建物火災による死者の状況

ア 建物火災による死者は、死者総数の75.6%で最多
平成26年中の建物火災による死者数は1,269人で、火災による死者の75.6%を占めている。

また、建物火災による負傷者は5,508人で、火災による負傷者の84.0%を占めており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している (第1-1-10表)。

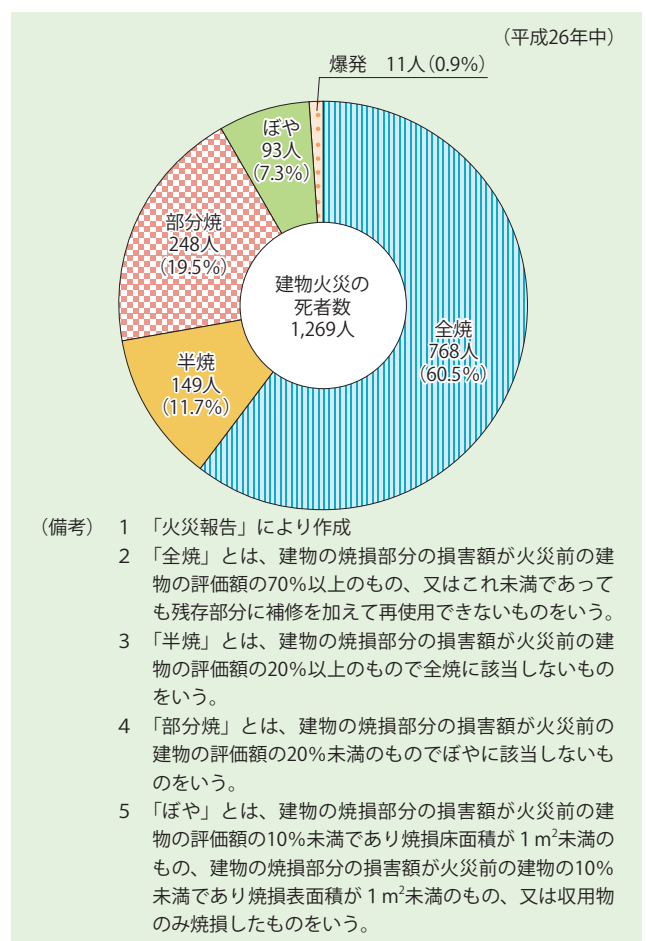
イ 建物火災のうち、全焼による死者は768人で最多

平成26年中の建物火災による死者1,269人について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が768人で60.5%を占めている (第1-1-9図、附属資料18)。

ウ 建物火災による死者の88.4%が住宅で発生

平成26年中の建物火災による死者1,269人について、建物用途別の発生状況をみると、住宅 (一般住宅、共同住宅及び併用住宅をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。) での死者が1,122人で、建物火災による死者の88.4%を占めている (第1-1-10図、附属資料22)。

第1-1-9図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



また、死因別では火傷による死者が495人 (39.0%) で最も多く、次いで、一酸化炭素中毒・窒息による死者が463人 (36.5%) となっている (第1-1-11図、附属資料19)。

第1-1-10表 火災による死傷者の発生状況

(各年中)

火災種別	死者				負傷者			
	平成25年		平成26年		平成25年		平成26年	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
建物火災	1,254	77.2%	1,269	75.6%	5,717	83.4%	5,508	84.0%
車両火災	109	6.7%	109	6.5%	261	3.8%	253	3.9%
林野火災	20	1.2%	17	1.0%	137	2.0%	90	1.4%
船舶火災	6	0.4%	6	0.4%	16	0.2%	21	0.3%
航空機火災	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の火災	236	14.5%	277	16.5%	727	10.6%	688	10.5%
合計	1,625	100.0%	1,678	100.0%	6,858	100.0%	6,560	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

その他の火災の内訳(出火箇所)^{*1}

死者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの ^{*2}	10	3.6%	
道路、空地等	敷地内	87	31.4%
	田畑	53	19.1%
	河川敷等	29	10.5%
	道路	29	10.5%
	空地	19	6.9%
	その他	38	13.7%
出火箇所不明	4	1.4%	
その他	8	2.9%	
合計	277	100%	

^{*1} 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの

^{*2} 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

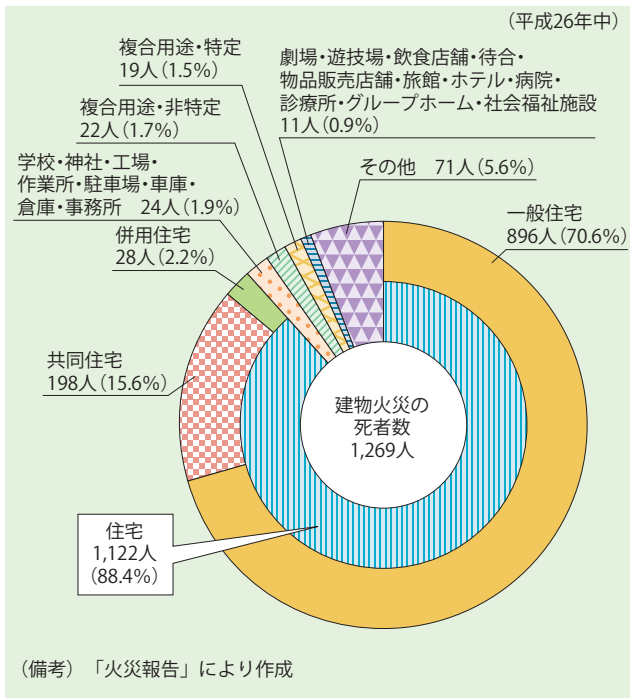
負傷者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの ^{*2}	95	13.8%	
道路、空地等	田畑	181	26.3%
	敷地内	175	25.4%
	空地	51	7.4%
	道路	33	4.8%
	河川敷等	28	4.1%
	その他	85	12.4%
出火箇所不明	20	2.9%	
その他	20	2.9%	
合計	688	100%	

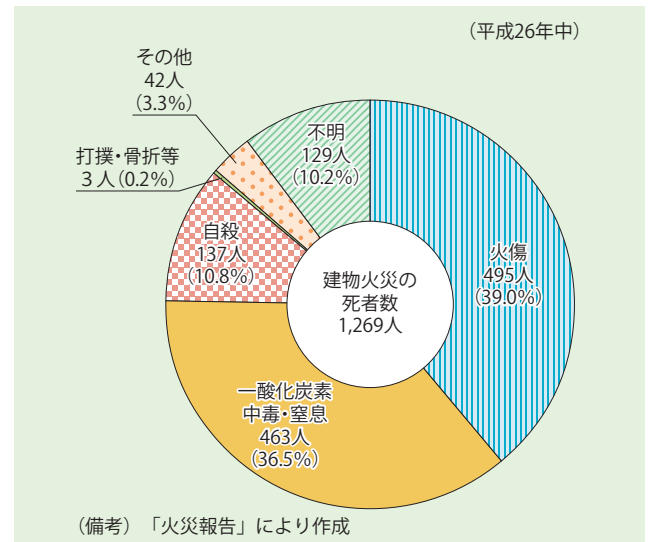
^{*1} 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの

^{*2} 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-10図 建物用途別の死者発生状況



第1-1-11図 死因別の死者発生状況



(3) 住宅火災による死者の状況

ア 住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者は減少

平成16年の消防法改正により設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置率は、平成27年6月1日時点で全国で81.0%となっている(第1-1-26表)。

こうした中、平成26年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は1,006人と、前年(997人)と比較して9人(0.9%)増加したものの、1,220人を記録した平成17年と比較すると214人の減少となっている。

また、65歳以上の高齢者は699人で、前年と比較し4人(0.6%)減少したものの、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)の69.5%を占めている(第1-1-12図)。

イ 死者発生数は高齢者層で著しく高い

平成26年中の住宅火災による年齢階層別の人口10万人当たりの死者発生数(放火自殺者等を除く。)は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では3.8人と、全年齢階層における平均0.8人の4.8倍となっている(第1-1-13図)。

ウ たばこを発火源とした火災による死者が16.0%で最多

平成26年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を発火源別(不明を除く。)にみると、たばこによるものが161人(16.0%)で最も多く、次いでストーブ120人(11.9%)、電気器具67人(6.7%)となっている(第1-1-14図)。

エ 寝具類に着火した火災での死者が多い

平成26年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を着火物(発火源から最初に着火した物)別(不明を除く。)にみると、寝具類に着火した火災による死者が134人(13.3%)と最も多く、次いで衣類88人(8.7%)、屑類46人(4.6%)となっている(第1-1-15図)。

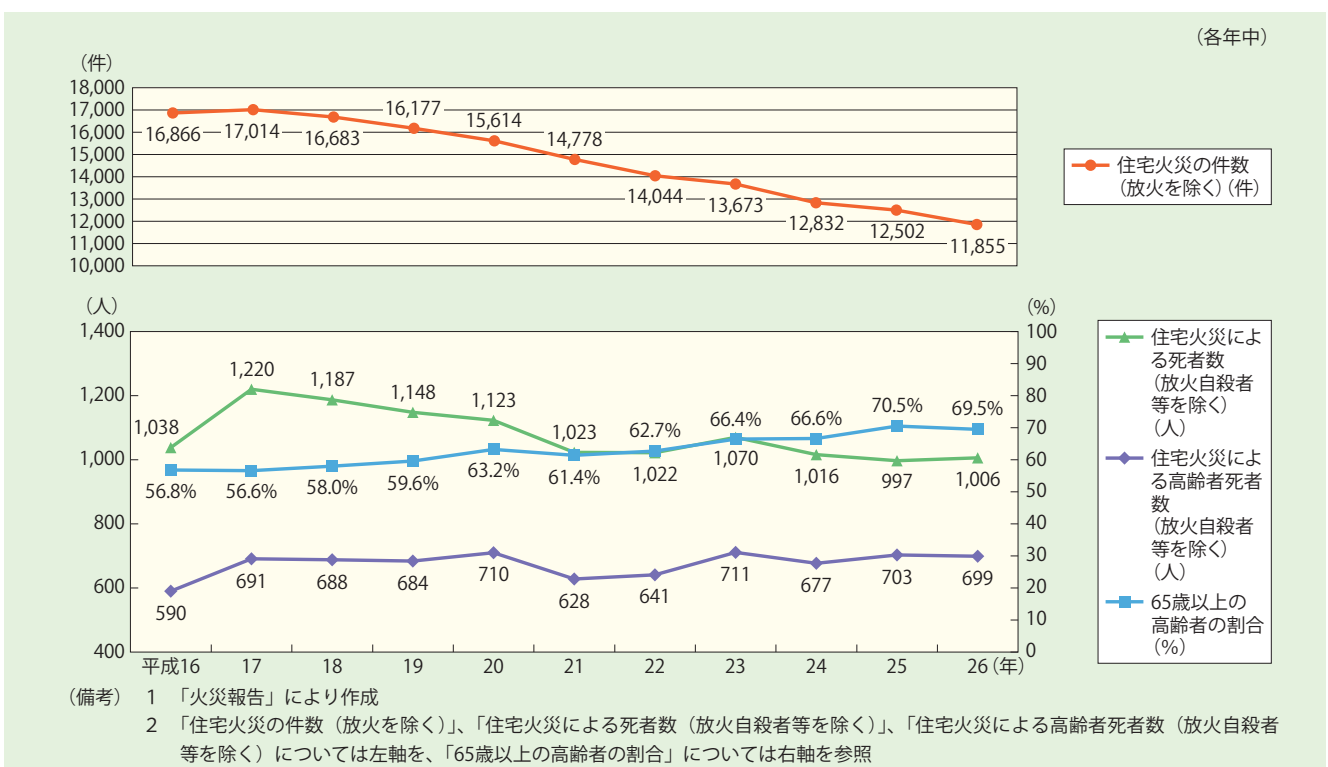
オ 18時から6時までの時間帯で多くの死者が発生

平成26年中の住宅火災の死者(放火自殺者等を除く。)を時間帯別にみると、18時から6時までの時間帯の平均は98.0人と全時間帯の平均83.8人の1.2倍となっている(第1-1-16図、附属資料20)。

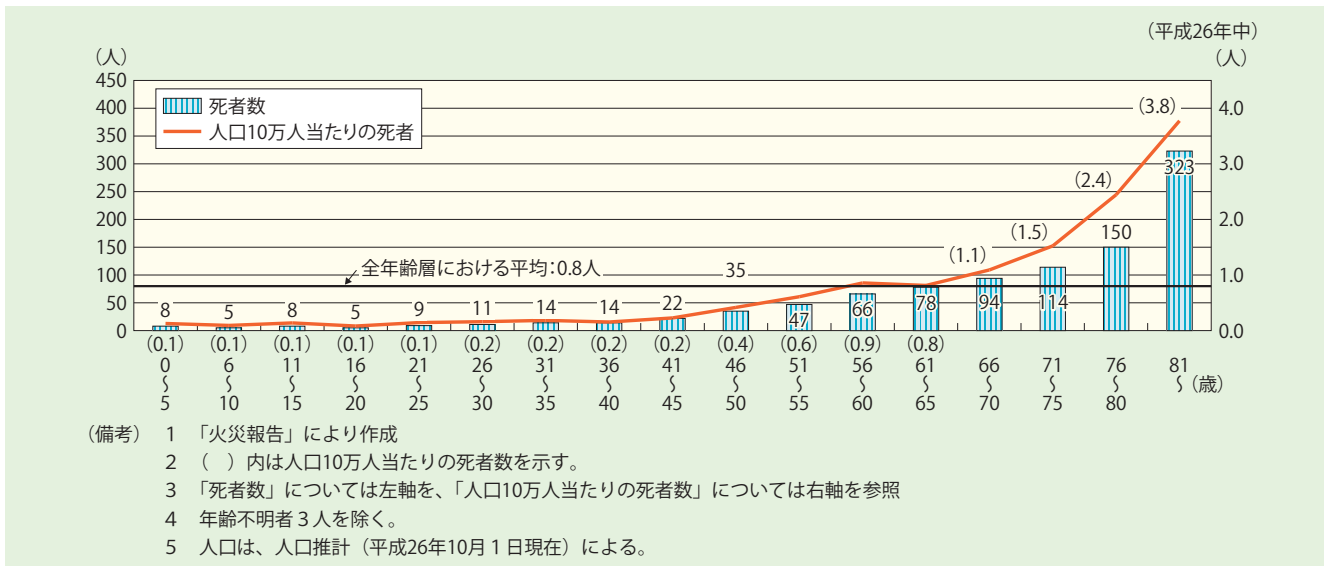
カ 逃げ遅れによる死者が54.1%で最多

平成26年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を死に至った経過の発生状況別にみる

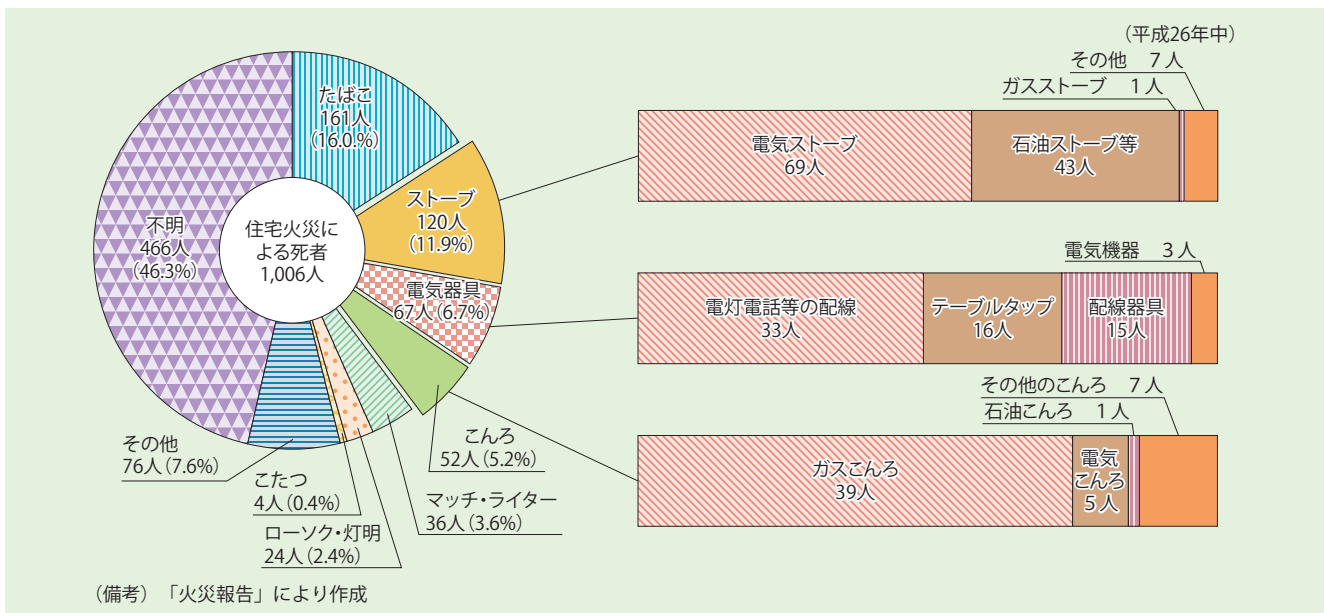
第1-1-12図 住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者等を除く。)



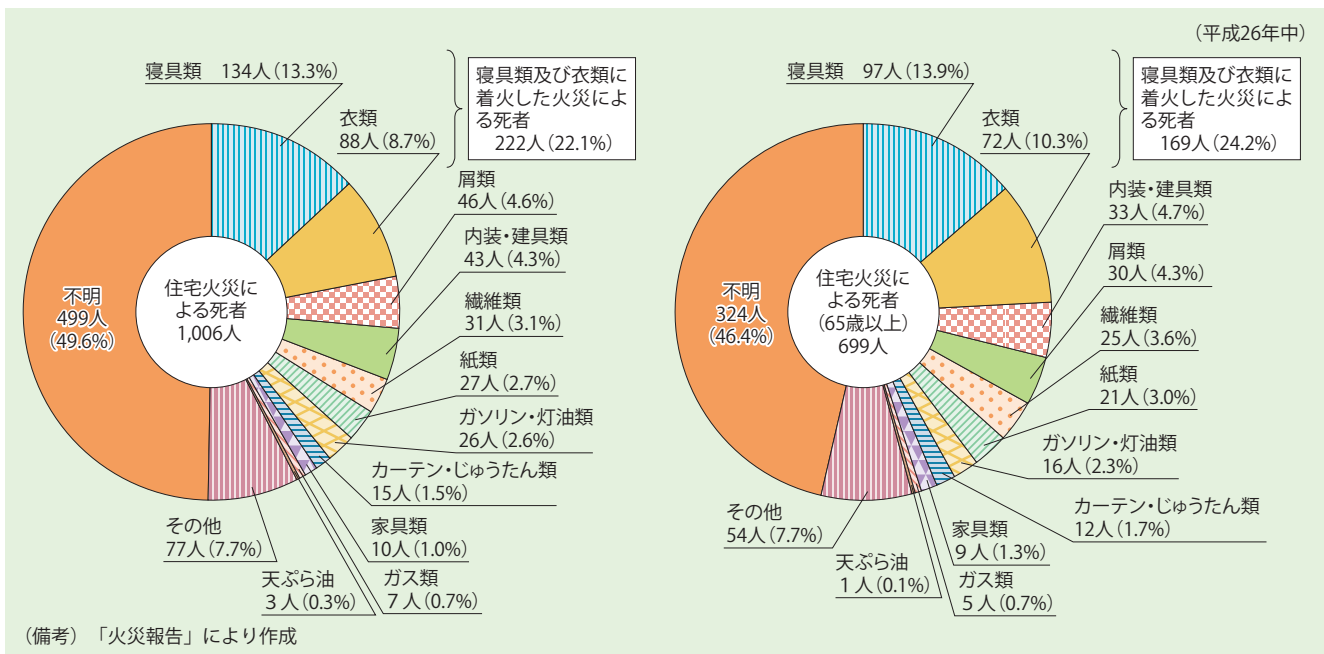
第1-1-13図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



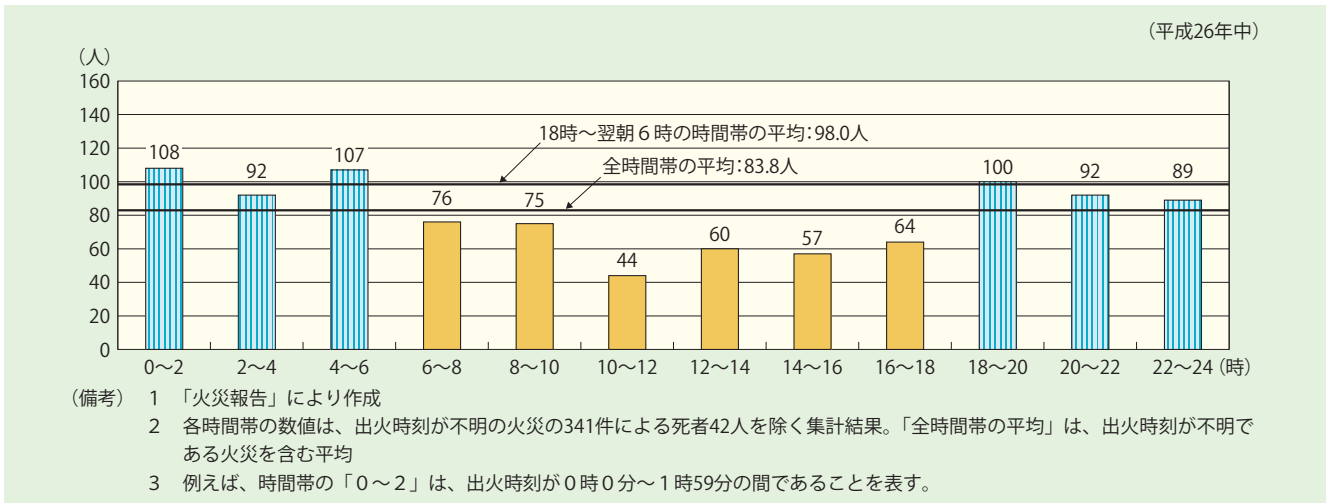
第1-1-14図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



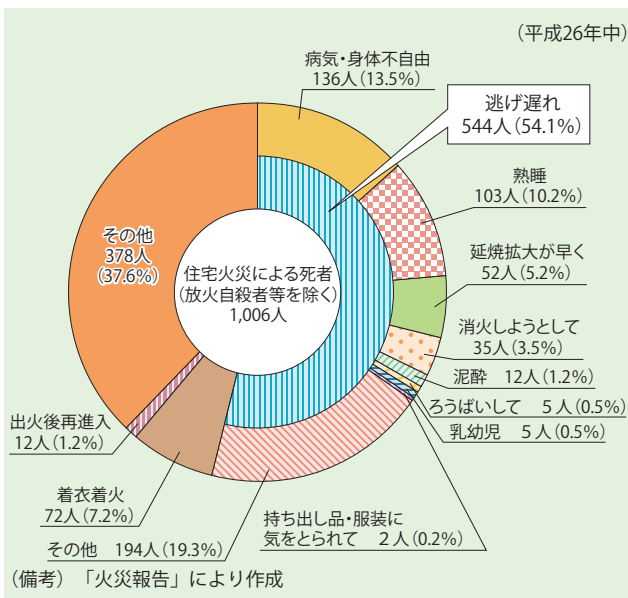
第1-1-15図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）



第1-1-16図 時間帯別住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）発生状況



第1-1-17図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



と、逃げ遅れが544人（54.1%）と最も多くなっている（第1-1-17図）。

3. 火災による損害額

消防本部（消防本部を設置していない場合は市町村）は、火災原因の調査にあわせて火災による損害についても調査を行っており、その調査結果から、損害額を算定している。

火災による損害額は、3,080億円であった平成7年（1995年）以降おおむね減少傾向となっており、平成26年中の損害額は853億円で、前年（908億円）に比べ55億円（6.1%）減少した。また、火災1件当たりでは、195.1万円となっており、前年（188.8万円）に比べ6.3万円（3.3%）増加している（第

1-1-18図）。

これを出火原因別で見ると、電灯電話等の配線による損害額が5,436百万円と最も多く、次いでストーブ5,003百万円、たばこ4,534百万円となっている（第1-1-19図）。

火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の91.0%を占めている（第1-1-1表）。

4. 出火原因

平成26年中の出火件数4万3,741件のうち、失火による火災は2万9,262件（全体の66.9%）であり、その多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（第1-1-20図）。

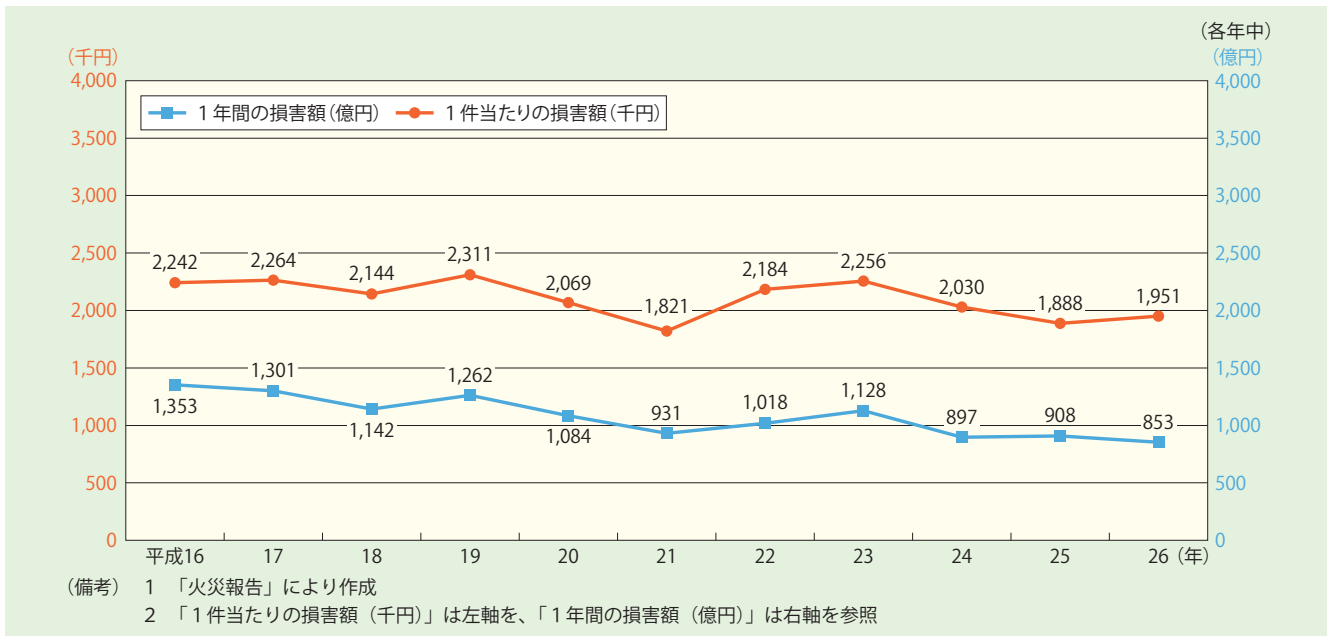
また、出火原因別にみると、放火が4,884件と最も多く、次いでたばこが4,088件、こんろが3,484件となっている（第1-1-21図）。

(1) 「放火」による火災が18年連続して出火原因の第1位

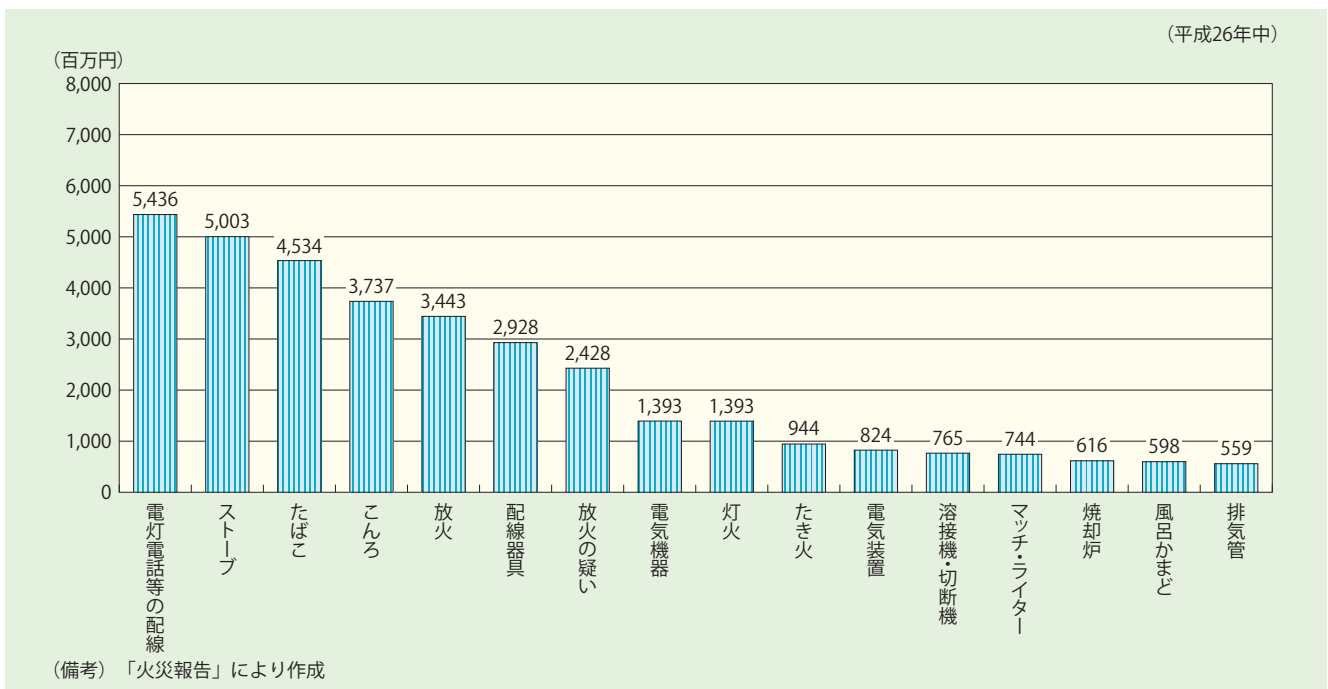
放火による出火件数は、平成15年以降おおむね減少傾向が続いており、平成26年中の放火による出火件数は4,884件と前年（5,093件）に比べ209件（4.1%）減少しているものの、全火災（4万3,741件）の11.2%を占め、18年連続して出火原因の第1位となっている。これに放火の疑いを加えると8,038件（全火災の18.4%、対前年比8.5%減）となっている（第1-1-11表、第1-1-21図、第1-1-22図）。

放火による損害額は34億4,290万円で、これに放火の疑いを加えた損害額は58億7,139万円となっている（第1-1-11表）。

第1-1-18図 火災による損害額の推移



第1-1-19図 主な出火原因別の火災による損害額



次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,283件(全体の28.4%)と最も多くなっている(第1-1-11表)。

また、放火及び放火の疑いによる火災1件当たりの損害額を時間帯別にみると、8時～10時の時間帯で損害額が多くなっている(第1-1-23図、附属資料21)。

(2) 「たばこ」による火災の59.9%は不適当な場所への放置によるもの

平成26年中のたばこによる火災は4,088件で、全

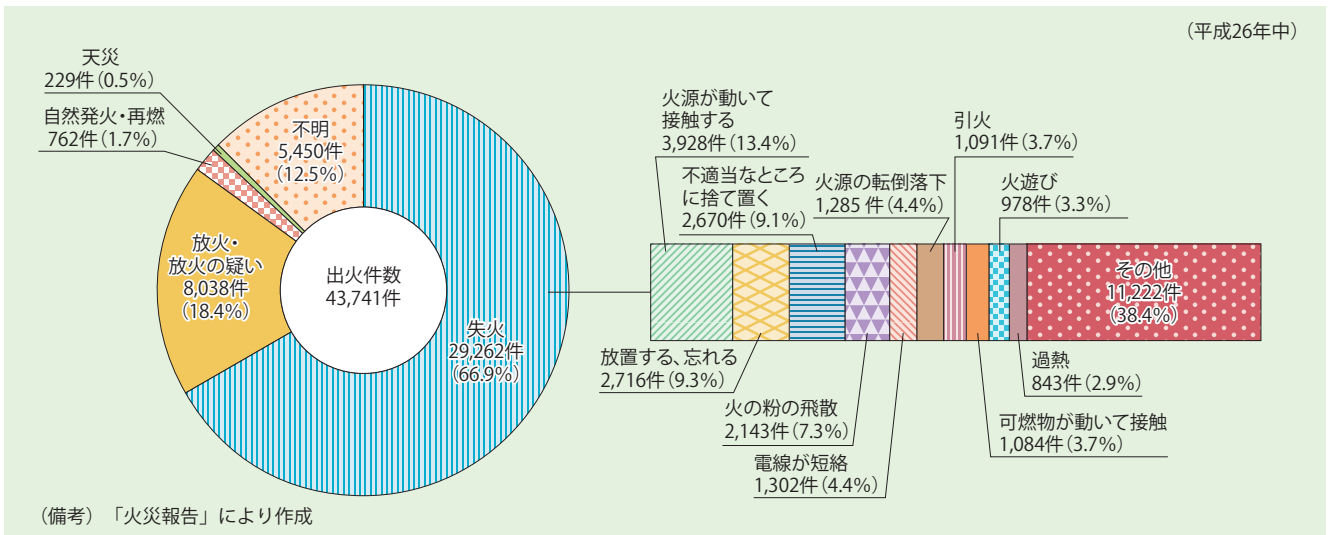
火災(4万3,741件)の9.3%を占めている(第1-1-12表、第1-1-21図)。

たばこによる火災の主な経過別出火状況を見ると、不適当な場所への放置によるものが2,450件(59.9%)と半数以上を占めている。また、たばこが原因の火災による損害額は、45億3,426万円となっている(第1-1-12表、第1-1-19図)。

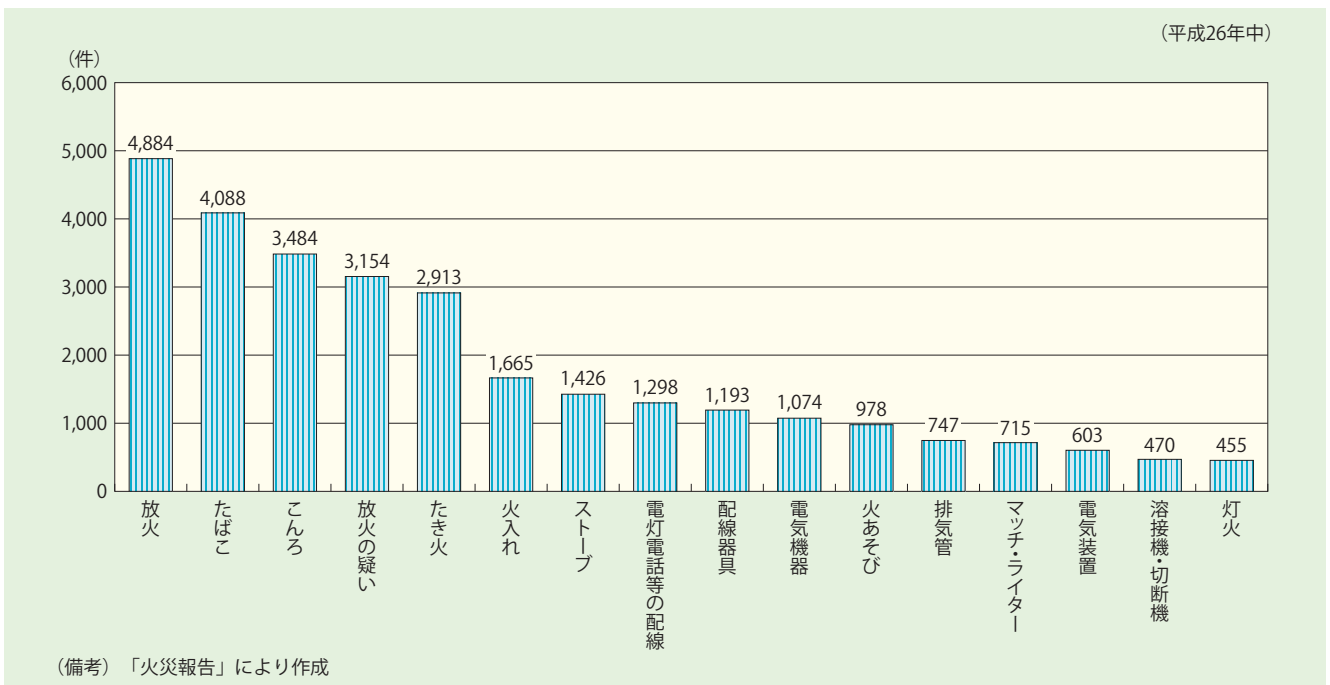
(3) 「こんろ」による火災の53.2%は消し忘れによるもの

平成26年中のこんろによる火災は3,484件で、全

第1-1-20図 失火による出火件数



第1-1-21図 主な出火原因別の出火件数



第1-1-11表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

区分	単位	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
		平成25年	平成26年	増減数	平成25年	平成26年	増減数	平成25年	平成26年	増減数
出火件数	件	5,093	4,884	△209	3,693	3,154	△539	8,786	8,038	△748
建物火災		2,245	2,021	△224	1,321	1,136	△185	3,566	3,157	△409
車両火災		353	368	15	247	189	△58	600	557	△43
林野火災		66	36	△30	161	134	△27	227	170	△57
船舶火災		0	0	0	4	1	△3	4	1	△3
航空機火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災		2,429	2,459	30	1,960	1,694	△266	4,389	4,153	△236
主な発火源別出火件数	件									
ライターによるもの		1,629	1,669	40	776	614	△162	2,405	2,283	△122
マッチによるもの		245	263	18	68	63	△5	313	326	13
その他のたばことマッチ		215	184	△31	219	237	18	434	421	△13
建物焼損床面積	m ²	45,440	39,260	△6,180	52,661	39,312	△13,349	98,101	78,572	△19,529
建物焼損表面積	m ²	6,418	6,617	199	6,047	4,184	△1,863	12,465	10,801	△1,664
林野焼損面積	a	2,102	268	△1,834	3,754	1,378	△2,376	5,856	1,646	△4,210
損害額	万円	418,163	344,290	△73,873	383,255	242,849	△140,406	801,418	587,139	△214,279

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

第1-1-12表 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

区 分	単位	たばこ		
		平成25年	平成26年	増減数
出 火 件 数	件	4,454	4,088	△366
建 物 火 災		2,500	2,368	△132
車 両 火 災		171	174	3
林 野 火 災		138	96	△42
船 舶 火 災		3	3	0
航 空 機 火 災		0		0
そ の 他 の 火 災		1,642	1,447	△195
主な経過別出火件数	件			
不適当な場所への放置		2,741	2,450	△291
火源の転倒・落下		798	778	△20
消したものが再燃		174	162	△12
建物焼損床面積	m ²	58,858	54,460	△4,398
建物焼損表面積	m ²	7,793	7,249	△544
林野焼損面積	a	3,957	5,070	1,113
損 害 額	万円	441,627	453,426	11,799

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-13表 こんろによる火災の損害状況

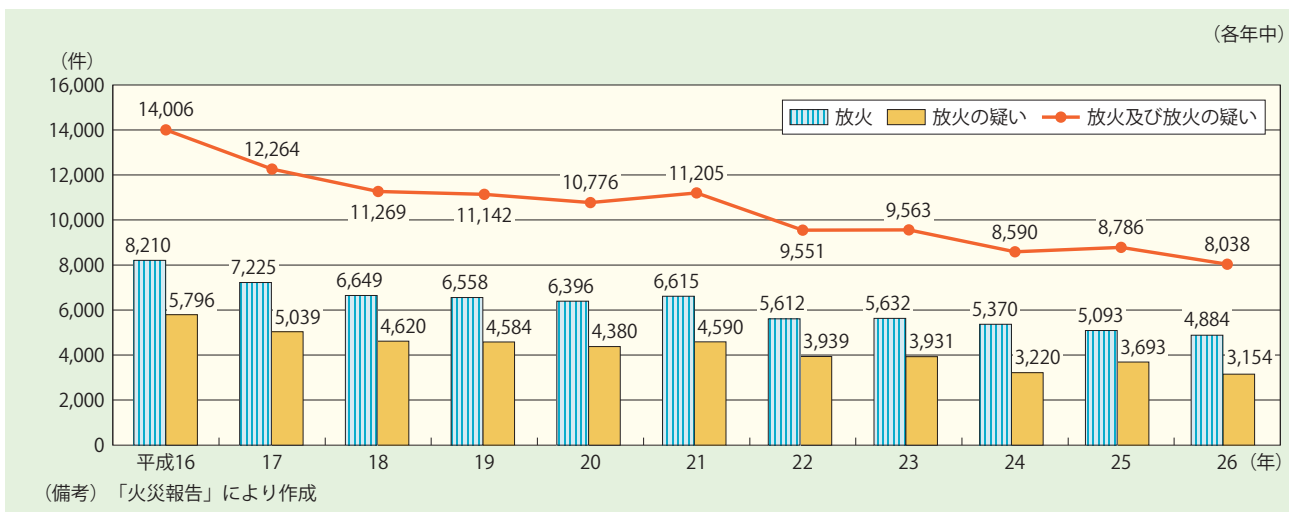
(各年中)

区 分	単位	こんろ		
		平成25年	平成26年	増減数
出 火 件 数	件	3,717	3,484	△233
建 物 火 災		3,656	3,431	△225
車 両 火 災		29	28	△1
林 野 火 災		2	1	△1
船 舶 火 災		0	0	0
航 空 機 火 災		0	0	0
そ の 他 の 火 災		30	24	△6
主なこんろ種類別出火件数	件			
ガ ス こ ん ろ		3,276	3,076	△200
電 気 こ ん ろ		285	261	△24
石 油 こ ん ろ		29	21	△8
まき・炭・石炭こんろ		114	110	△4
主な経過別出火件数	件			
消 し 忘 れ		2,098	1,855	△243
過 熱		301	317	16
可 燃 物 の 接 触		255	262	7
建物焼損床面積	m ²	45,973	46,266	293
建物焼損表面積	m ²	7,173	6,527	△646
損 害 額	万円	352,748	373,694	20,946

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-22図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

火災（4万3,741件）の8.0%を占めている。こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が3,076件（88.3%）と最も多く、大半を占めている。こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、53.2%に当たる1,855件が消し忘れによるものとなっている（第1-1-13表、第1-1-21図）。

（4）着火物は前年と同様「枯草」が第1位

平成26年中の全火災の着火物別出火件数は枯草が6,515件と全体の14.9%を占め、最も多くなっている（第1-1-14表）。

5. 火災種別ごとの状況

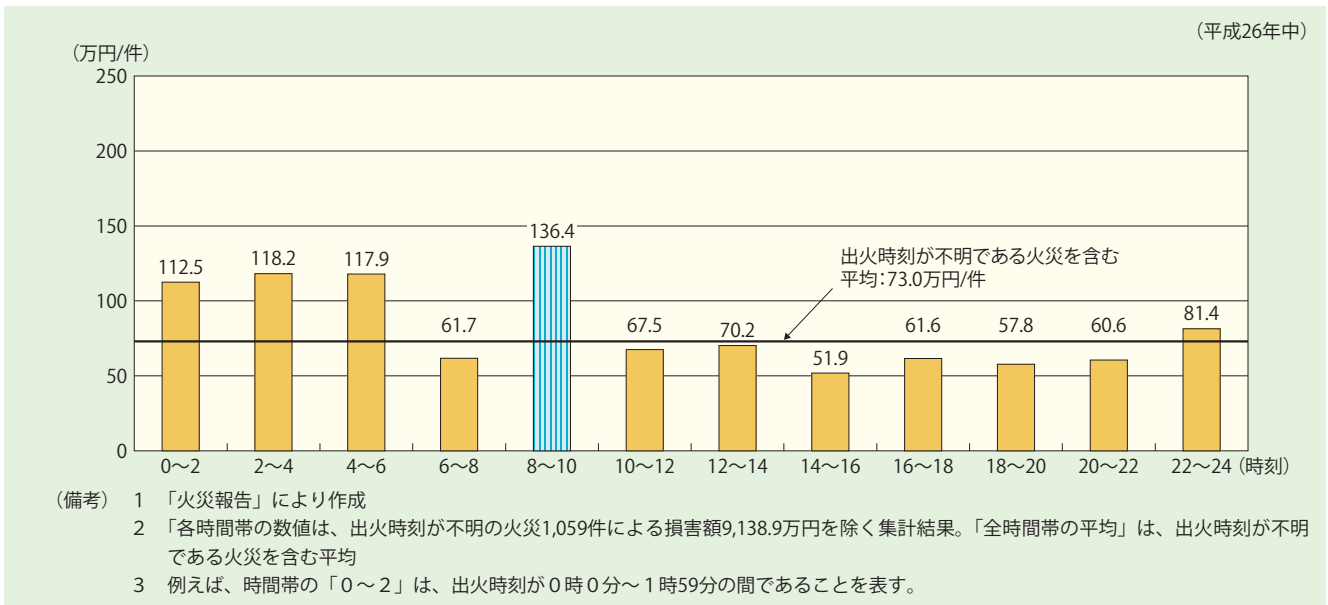
（1）建物火災

平成26年中の建物火災の出火件数は2万3,641件で、このうち、放火を除く件数は、2万1,620件となっている（第1-1-1表、第1-1-11表）。

ア 建物火災は1日に65件、22分に1件の割合

平成26年中の建物火災の1日当たりの出火件数は65件で、22分に1件の割合で出火していることになる（第1-1-2表）。

第1-1-23図 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件当たりの損害額



第1-1-14表 主な着火物別出火件数

着火物	平成25年		平成26年		出火件数の増減数
	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	
枯草	8,508	17.7	6,515	14.9	△1,993
合成樹脂・成型品	3,060	6.4	3,009	6.9	△51
動植物油類	2,263	4.7	2,066	4.7	△197
袋・紙製品	2,182	4.5	1,962	4.5	△220
ごみ屑 (建築物等収容物)	1,777	3.7	1,593	3.6	△184
寝具類	1,650	3.4	1,562	3.6	△88
衣類	1,253	2.6	1,342	3.1	89
ごみ類 (山林その他)	1,360	2.8	1,205	2.8	△155
繊維製品	1,133	2.4	1,064	2.4	△69
落葉	1,238	2.6	1,026	2.3	△212

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 平成26年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

また、月別の出火件数をみると、1月から4月まで及び12月に多くなっている (第1-1-24図)。

イ 住宅における火災が建物火災の54.7%で最多

平成26年中の建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多く、全体の54.7%を占めている (第1-1-25図、附属資料23)。

また、建物火災のうち、放火を除く住宅火災の件数は、1万1,855件となっている (第1-1-12図)。

ウ 建物火災の41.3%が木造建物で最多

平成26年中の建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、建物火災の41.3%を占めている。

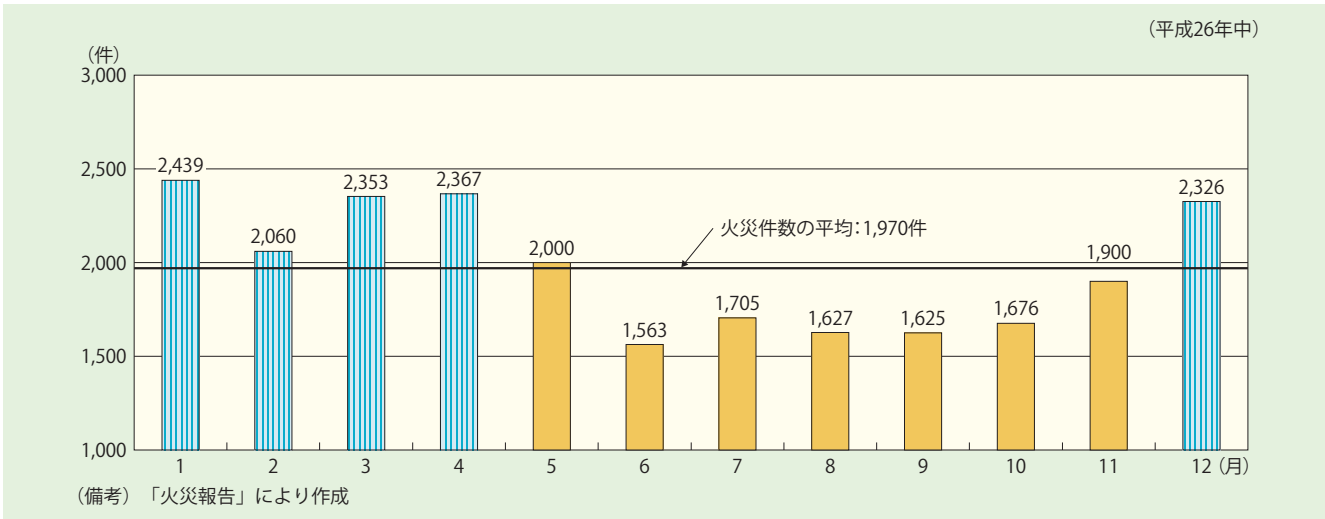
また、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の

割合 (延焼率) を火元建物の構造別 (その他・不明を除く。) にみると、木造が最も高く、31.7%となっている。また、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は71.3m²であり、全建物火災の平均46.8m²の約1.5倍となっている (第1-1-15表)。

エ 建物火災の過半数は小火災

平成26年中の建物火災の出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万2,997件と全体の55.0%を占めている。また、焼損床面積50m²未満の出火件数が1万8,647件と全体の78.9%を占めており、建物火災の多くは早い段階で消し止められている (第1-1-16表)。

第1-1-24図 建物火災の月別火災件数



第1-1-15表 火元建物の構造別損害状況

年 別 構造別	出火件数 (件)				平成26年					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	出火件数 (件)	延焼率 (%)	延焼件数 (件)	1件当たり焼損床面積 (m ²)	1件当たり損害額 (千円)	
木 造	11,429	11,339	10,651	10,353	9,765	31.7	3,092	71.3	3,749	
耐 火 造	7,447	7,023	6,901	6,688	6,465	3.0	195	11.2	1,693	
防 火 造	2,705	2,635	2,502	2,317	2,121	16.2	344	30.4	2,975	
準 耐 火 木 造	420	388	342	352	297	13.8	41	29.5	2,132	
準 耐 火 非 木 造	2,882	2,972	2,769	2,797	2,621	10.5	276	51.4	5,786	
そ の 他・ 不 明	2,254	2,438	2,418	2,546	2,372	32.3	766	54.7	3,340	
建 物 全 体	27,137	26,795	25,583	25,053	23,641	19.9	4,714	46.8	3,282	

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 延焼件数は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数
 3 延焼率は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合

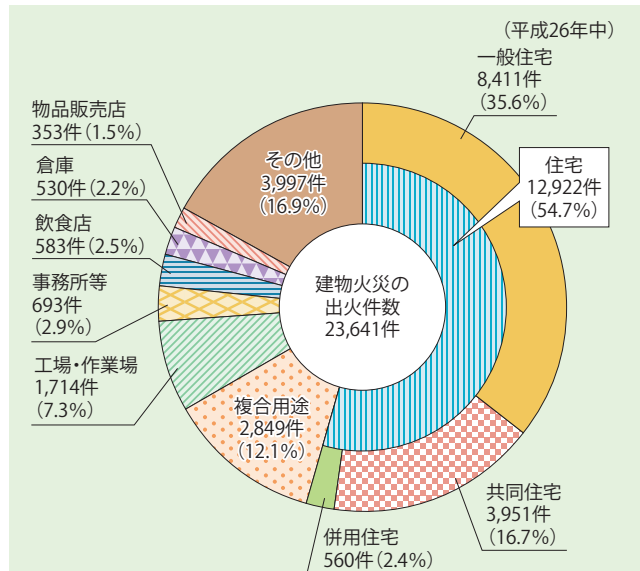
オ 建物火災はこんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが多い

平成26年中の建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが最も多く、次いでたばこ、放火、ストーブ、放火の疑いの順となっている。主な経過又は発火源をみると、こんろを出火原因とする火災では、消し忘れによるものが54.0%、たばこを出火原因とする火災では、不適当な場所への放置によるものが43.1%、放火を出火原因とする火災では、ライターによるものが38.9%と最多となっている(第1-1-17表)。

カ 放水した建物火災の56.5%は覚知後10分以内に放水

平成26年中の建物火災における火元建物の放水開始時間別の焼損状況をみると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万

第1-1-25図 建物火災の火元建物用途別の状況



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分
 なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数

第1-1-16表 建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数

(平成26年中)

損害額 (万円)	出火件数 (件)	焼損床面積 (m ²)	出火件数 (件)
10未満	12,997	50未満	18,647
10以上 50未満	2,774	50以上 100未満	1,645
50以上 100未満	1,206	100以上 200未満	1,904
100以上 500未満	3,383	200以上 300未満	750
500以上 1,000未満	1,445	300以上 500未満	431
1,000以上 2,000未満	1,058	500以上 1,000未満	184
2,000以上 3,000未満	361	1,000以上 2,000未満	54
3,000以上 5,000未満	249	2,000以上 3,000未満	14
5,000以上	168	3,000以上	12
合計	23,641	合計	23,641

(備考) 「火災報告」により作成

1,934件(建物火災の50.5%)となっている。また、覚知から放水開始までの時間が10分以内のものは6,737件(放水した建物火災の56.5%)となっている。

放水した建物火災の1件当たりの建物焼損床面積を昼夜別にみると、夜間における焼損床面積が昼間

の焼損床面積を13.3m²上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる(第1-1-18表)。

キ 建物火災の約3割は放水開始後30分以内に鎮火

平成26年中の消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後30分以内に鎮火した件数は3,820件と放水した建物火災の32.0%を占めている。また、このうち11分から20分までに鎮火したものが1,296件と最も多くなっている(第1-1-26図)。

(2) 林野火災

平成26年中の林野火災の出火件数は1,494件で、前年に比べ526件(26.0%)減少している。焼損面積は1,062haで、前年に比べ91ha(9.4%)増加している。損害額は13億6,902万円で、前年に比べ11

第1-1-17表 建物火災の主な出火原因と経過

(平成26年中)

主な出火原因	こんろ	たばこ	放火	ストーブ	放火の疑い	配線器具	電灯電話等の配線	電気機器	たき火	灯火
	3,431件 (14.5%)	2,368件 (10.0%)	2,021件 (8.5%)	1,397件 (5.9%)	1,136件 (4.8%)	1,023件 (4.3%)	953件 (4.0%)	828件 (3.5%)	485件 (2.1%)	444件 (1.9%)
主な経過又は発火源	放置する、忘れる	不適当な場所への放置	ライター	可燃物の接触・落下	ライター	金属の接触部が過熱	スパーク	短絡	火の粉が散る遠くへ飛火する	火源の接触・落下
	1,852	1,020	786	501	265	253	466	142	203	206
	過熱する	火源の接触・落下	マッチ	引火・ふく射	その他のたばこマッチ	スパーク	半断線	スパーク	火源の接触・落下	可燃物の接触・落下
	314	778	100	317	97	210	117	68	139	115
可燃物の接触・落下	消したはずのものが再燃	火のついた紙	使用方法の誤り	マッチ	短絡	絶縁劣化	絶縁劣化	残り火の処置が不十分	放置する、忘れる	59
304	134	64	82	21	169	80	61	47	59	
その他	961	436	1,071	497	753	391	290	557	96	64

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 ()内は建物火災件数23,641件に対する割合(%)
 3 「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。
 4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計
 5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

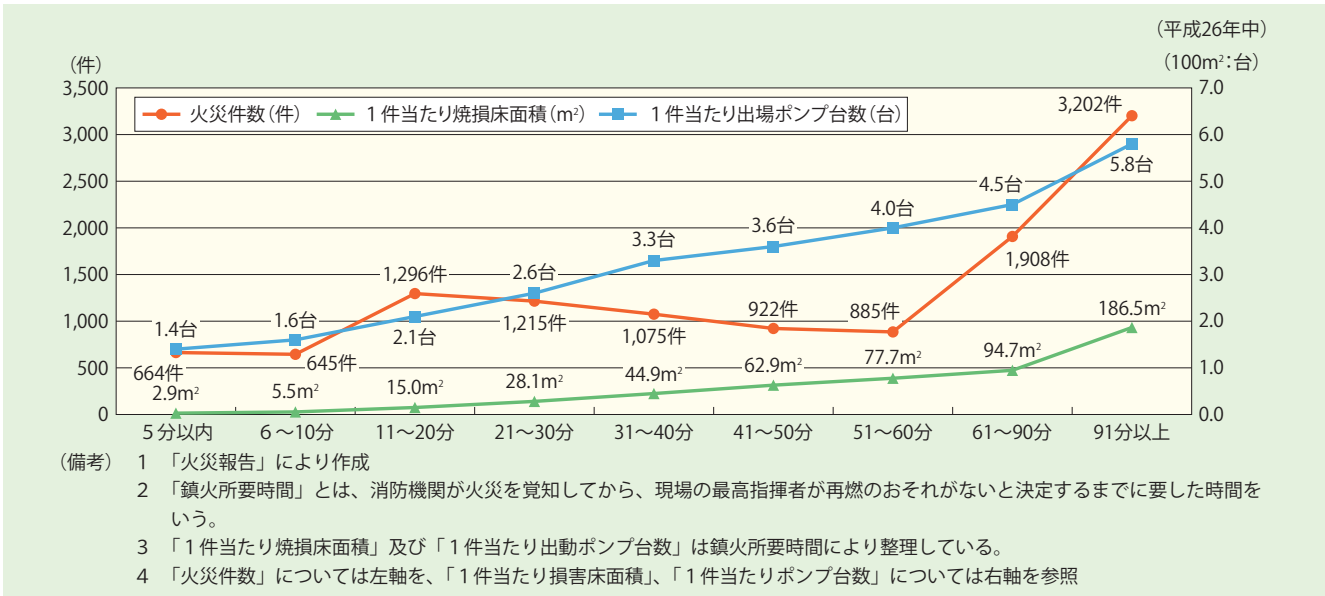
第1-1-18表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(平成26年中)

区分	昼夜別	出火件数 (件)		1件当たりの焼損床面積 (m ²)		1件当たりの焼損表面積 (m ²)		1件当たりの放水ポンプ台数(台)			延焼率 (%)			
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜					
覚知から放水開始まで	5分以内	1,039	605	434	51.3	49.4	53.9	9.9	8.9	8.1	3.2	3.1	3.3	31.3%
放水した建物火災	5分を超え 10分以内	5,698	3,376	2,322	85.9	82.3	91.2	9.3	8.6	7.1	3.9	3.8	4.0	35.5%
	10分を超え 15分以内	3,527	1,986	1,541	95.7	83.5	111.3	9.3	9.1	7.3	4.2	3.9	4.5	37.5%
	15分を超え 20分以内	1,011	526	485	113.1	111.8	114.5	7.8	6.6	8.3	4.1	4.1	4.1	36.1%
	20分を超えるもの	659	320	339	151.4	167.8	135.9	8.3	12.3	4.9	3.4	3.5	3.3	27.2%
	放水した建物火災全体	11,934	6,813	5,121	91.7	86.0	99.3	9.2	8.8	7.2	3.9	3.8	4.1	35.3%
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)		23,641	13,396	10,245	46.8	44.2	50.2	4.9	4.8	3.9	2.0	1.9	2.0	19.9%

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-26図 建物火災の鎮火所要時間別 1件当たり焼損状況



億3,640万円 (488.5%) 増加している。また、林野火災による死者数は17人で、前年に比べ3人 (15.0%) 減少している (第1-1-19表)。

林野火災の出火件数を月別にみると、平成26年中は4月に最も多く発生しており、次いで5月、3月と、空気の乾燥している時期に多くなっている (第

1-1-27図)。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は1,480件で、全体の99.1%を占めている (第1-1-20表)。

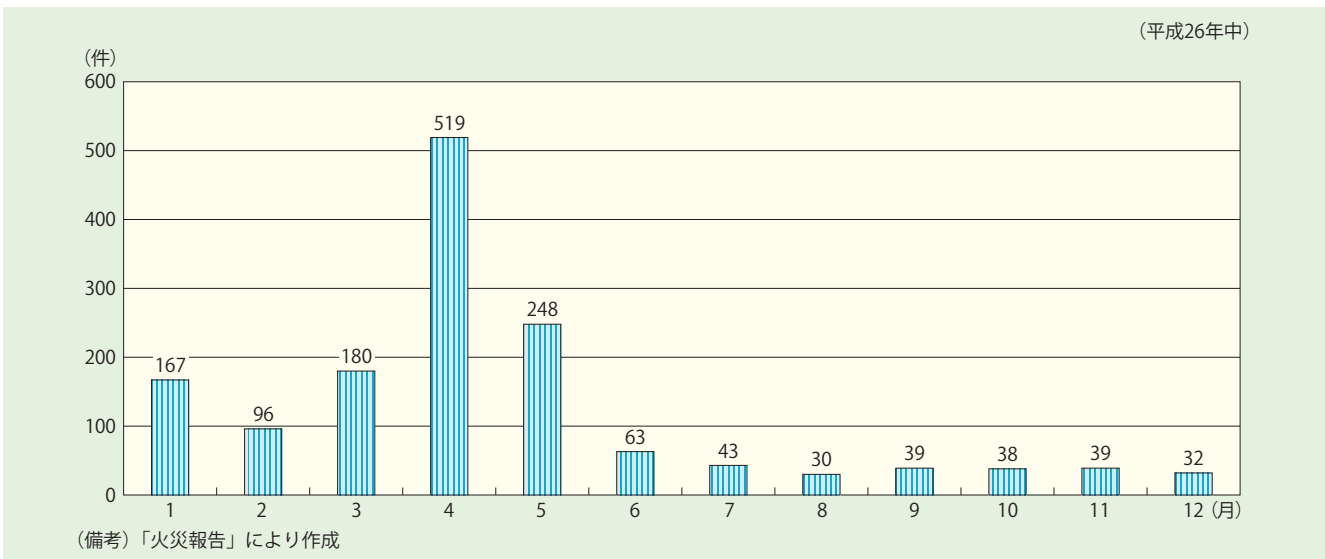
林野火災を出火原因別にみると、たき火によるものが443件で全体の29.7%を占め最も多く、次いで、火入れ*2、放火 (放火の疑いを含む。) の順となっている (第1-1-21表)。

第1-1-19表 林野火災の状況

区分	平成25年	平成26年	増減数	増減率
出火件数 (件)	2,020	1,494	△526	△26.0%
焼損面積 (a)	97,079	106,182	9,103	9.4%
損害額 (万円)	23,262	136,902	113,640	488.5%
死者数 (人)	20	17	△3	△15.0%

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-27図 林野火災の月別出火件数



* 2 火入れ：土地の利用上、その土地の上にある立木竹、草その他の堆積物等を面的に焼却する行為

第1-1-20表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成26年中)

区分	焼損面積	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数 (件)		1,480	5	3	2	0	4	1,494
焼損面積 (a)		36,984	7,549	7,400	7,089	0	47,160	106,182
損害額 (万円)		24,919	7,326	6,527	4,738	0	93,392	136,902

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-21表 林野火災の主な出火原因と経過

(平成26年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		火あそび		その他 (不明・調査中を含む)		林野火災 件数
	443件 (29.7%)		249件 (16.7%)		170件 (11.4%)		96件 (6.4%)		35件 (2.3%)		501件 (33.5%)		
主な経過 又は発火源	接触	242	接触	138	ライター	24	投げ捨て	77					1,494件
	飛び火	128	飛び火	82	その他の たばことマッチ	11	接触	6					
	消火不十分	25	放置する、 忘れる	6	マッチ	3	火源転倒落下	5					
	その他	48	その他	23	その他	132	その他	8					

(備考) 「火災報告」により作成

(3) 車両火災

平成26年中の車両火災の出火件数は4,467件で、前年に比べ119件(2.6%)減少し、死者数は110人(放火自殺者等77人を含む。)で、前年に比べ1人(1.0%)増加している。

また、車両火災による損害額(車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。)は23億4,202万円で、前年に比べ9億5,911万円(29.1%)減少している(第1-1-22表)。

第1-1-22表 車両火災の状況

区分	平成25年	平成26年	増減数
出火件数 (件)	4,586	4,467	△119
死者数 (人)	109	110	1
(うち放火自殺者等)	(63)	(77)	14
負傷者数 (人)	261	253	△8
損害額 (万円)	330,113	234,202	△95,911

(備考) 「火災報告」により作成

出火原因は、排気管が649件(全体の14.5%)と最も多くなっている(第1-1-23表)。

(4) 船舶火災

平成26年中の船舶火災の出火件数は86件で、前年に比べ5件(5.5%)減少し、死者数は6人で、前年に比べ増減はない。

また、船舶火災による損害額(船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。)は2億3,971万円で、前年に比べ5,751万円減少している(第1-1-24表)。

出火原因別では、排気管によるものが9件(全体の10.5%)と最も多く、次いで、電灯電話等の配線が8件(同9.3%)の順となっている。

第1-1-23表 車両火災の主な出火原因と経過

(平成26年中)

主な出火原因	排気管		放火 (放火の疑いを含む)		交通機関内配線		たばこ		マッチ・ライター		その他 (不明・調査中を含む)		車両火災 件数
	649件 (14.5%)		557件 (12.5%)		425件 (9.5%)		174件 (3.9%)		96件 (2.1%)		2,566件 (57.5%)		
主な経過 又は発火源	着火物が漏えいする	178	ライター	174	電線が短絡する	140	投げ捨て	70	意図なしにスイッチが入る	38			4,467件
	高温物が触れる	141	その他の たばことマッチ	29	スパークする	55	火源転倒落下	53	引火する	23			
	可燃物が火源に触れる	90	マッチ	17	衝突により発火	45	火源が動いて接触する	16	投げ捨て	8			
	その他	240	その他	337	その他	185	その他	35	その他	27			

(備考) 「火災報告」により作成

(5) 航空機火災

平成26年中の航空機火災の出火件数は1件で、前年に比べ2件減少し、前年と同様、死者はない。

また、航空機火災による損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は0万円で、前年に比べ196万円減少している（第1-1-25表）。

第1-1-24表 船舶火災の状況

区分	平成25年	平成26年	増減数
出火件数 (件)	91	86	△5
死者数 (人)	6	6	0
負傷者数 (人)	16	21	5
損害額 (万円)	29,722	23,971	△5,751

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-25表 航空機火災の状況

区分	平成25年	平成26年	増減数
出火件数 (件)	3	1	△2
死者数 (人)	—	—	—
負傷者数 (人)	—	—	—
損害額 (万円)	196	0	△196

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-26表 都道府県別設置率及び条例適合率（平成27年6月1日時点）
（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	81.0%	66.4%	三重	77.5% (31)	64.6% (26)
北海道	85.9% (10)	73.2% (10)	滋賀	81.3% (19)	61.8% (35)
青森	73.1% (39)	57.9% (41)	京都	84.7% (13)	69.8% (15)
岩手	86.0% (9)	74.6% (8)	大阪	83.4% (15)	75.1% (6)
宮城	90.9% (2)	64.3% (27)	兵庫	85.5% (12)	68.1% (20)
秋田	78.9% (29)	64.2% (28)	奈良	77.3% (32)	73.6% (9)
山形	80.1% (26)	63.7% (31)	和歌山	80.3% (24)	66.0% (24)
福島	73.6% (38)	61.5% (36)	鳥取	86.4% (8)	67.8% (22)
茨城	71.4% (42)	60.1% (39)	島根	82.8% (17)	62.9% (33)
栃木	70.2% (43)	59.4% (40)	岡山	65.6% (46)	39.2% (47)
群馬	66.0% (45)	51.5% (44)	広島	87.5% (7)	78.9% (3)
埼玉	76.5% (34)	60.8% (37)	山口	83.4% (15)	75.1% (6)
千葉	74.2% (37)	62.1% (34)	徳島	70.2% (43)	52.0% (43)
東京	88.6% (3)	72.2% (12)	香川	76.0% (36)	63.7% (31)
神奈川	83.6% (14)	69.2% (17)	愛媛	80.9% (20)	70.9% (14)
新潟	80.4% (23)	67.9% (21)	高知	76.7% (33)	65.5% (25)
富山	85.6% (11)	72.9% (11)	福岡	78.3% (30)	64.2% (28)
石川	87.9% (6)	85.3% (2)	佐賀	72.0% (41)	55.3% (42)
福井	94.9% (1)	90.8% (1)	長崎	80.6% (22)	68.6% (18)
山梨	72.3% (40)	64.1% (30)	熊本	81.7% (18)	68.3% (19)
長野	80.3% (24)	60.8% (37)	大分	88.0% (5)	75.4% (5)
岐阜	80.7% (21)	67.8% (22)	宮崎	79.5% (27)	72.0% (13)
静岡	76.5% (34)	69.8% (15)	鹿児島	88.5% (4)	78.1% (4)
愛知	79.4% (28)	46.4% (45)	沖縄	59.3% (47)	44.5% (46)

() 内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

平成26年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万1,855件）は、放火を除いた建物火災の件数（2万1,620件）の約5割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（1,006人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,127人）の約9割となっており、過去10年以上この傾向で推移している。さらに、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっている。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国すべての市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された基本方針を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置徹底及び維持管理のため

の各種取組を展開している。平成27年6月1日時点で全国の設置率は81.0%、条例適合率は66.4%となっており、都道府県別にみると設置率、条例適合率とも福井県が最も高くなっている(第1-1-26表、附属資料22)。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*3}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

平成27年3月31日現在、全国の防火対象物数(「防火対象物実態等調査」(上記消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積150m²以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる

防火対象物が対象。)による数。以下同じ。)は、402万7989件である。

また、21大都市(東京都特別区及び政令指定都市)の防火対象物数は、111万124件と全国の防火対象物の27.6%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(全国の85.9%)、準地下街^{*4}(同85.7%)、性風俗特殊営業店舗等(同56.3%)などである(第1-1-27表)。

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者^{*5}を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画^{*6}の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

第1-1-27表 防火対象物数

(平成27年3月31日現在)

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,364	647	14.8	(九)	イ 特殊浴場	1,605	677	42.2
	ロ 公会堂等	66,403	6,216	9.4		ロ 一般浴場	5,002	1,329	26.6
(二)	イ キャバレー等	1,012	122	12.1	(十)	停車場	3,859	1,381	35.8
	ロ 遊技場等	11,081	2,061	18.6	(十一)	神社・寺院等	56,718	11,710	20.6
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	206	116	56.3	(十二)	イ 工場等	496,345	69,894	14.1
	ニ カラオケボックス等	2,815	672	23.9	ロ スタジオ	391	130	33.2	
(三)	イ 料理店等	3,575	582	16.3	(十三)	イ 駐車場等	50,937	15,000	29.4
	ロ 飲食店	83,505	16,762	20.1	ロ 航空機格納庫	696	107	15.4	
(四)	百貨店等	157,972	27,092	17.1	(十四)	倉庫	325,223	52,192	16.0
	イ 旅館等	58,998	5,871	10.0	(十五)	事務所等	458,462	106,337	23.2
(五)	ロ 共同住宅等	1,281,786	474,318	37.0	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	363,794	133,663	36.7
	イ 病院等	64,495	12,286	19.0		ロ 非特定複合用途防火対象物	254,195	117,435	46.2
(六)	ロ 特別養護老人ホーム等	41,048	6,623	16.1	(十六の二)	地下街	64	55	85.9
	ハ 老人デイサービスセンター等	68,078	11,082	16.3	(十六の三)	準地下街	7	6	85.7
	ニ 幼稚園等	18,597	4,235	22.8	(十七)	文化財	8,590	1,575	18.3
(七)	学校	129,298	28,623	22.1	(十八)	アーケード	1,332	475	35.7
(八)	図書館等	7,536	850	11.3	(十九)	山林	0	0	
合 計		4,027,989	1,110,124	27.6					

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。)により作成
 2 21大都市とは、東京都23区及び20の政令指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

- * 3 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等)
- * 4 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とをあわせたもの
- * 5 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
- * 6 防火管理に係る消防計画：防火上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するものである。

平成27年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に106万4,933件あり、そのうち80.3%に当たる85万4,731件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。しかしながら、21万202件の防火対象物については防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理権原者に対して、消防機関が指導・命令

を行い、是正に努めている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は79万585件で全体の74.2%となっている（第1-1-28表）。

第1-1-28表 全国の防火管理実施状況

(平成27年3月31日現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率 (%)	防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	
					作成率 (%)	作成率 (%)
(一)	イ 劇場等	3,377	3,052	90.4	2,941	87.1
	ロ 公会堂等	60,771	48,658	80.1	45,091	74.2
(二)	イ キャバレー等	824	483	58.6	407	49.4
	ロ 遊技場等	9,746	9,018	92.5	8,559	87.8
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	150	115	76.7	114	76.0
	ニ カラオケボックス等	2,648	2,435	92.0	2,320	87.6
(三)	イ 料理店等	2,781	2,432	87.5	2,196	79.0
	ロ 飲食店	75,005	58,827	78.4	53,711	71.6
(四)	百貨店等	103,196	81,964	79.4	76,331	74.0
(五)	イ 旅館等	36,985	34,627	93.6	33,300	90.0
	ロ 共同住宅等	177,148	134,015	75.7	122,281	69.0
(六)	イ 病院等	23,454	21,264	90.7	20,503	87.4
	ロ 特別養護老人ホーム等	32,964	31,164	94.5	30,355	92.1
	ハ 老人デイサービスセンター等	42,312	40,052	94.7	39,068	92.3
	ニ 幼稚園等	11,919	11,532	96.8	11,237	94.3
(七)	学校	44,327	42,471	95.8	41,191	92.9
(八)	図書館等	4,950	4,560	92.1	4,367	88.2
(九)	イ 特殊浴場	1,376	1,243	90.3	1,180	85.8
	ロ 一般浴場	3,033	2,764	91.1	2,585	85.2
(十)	停車場等	684	527	77.0	481	70.3
(十一)	神社・寺院等	24,406	19,618	80.4	17,670	72.4
(十二)	イ 工場等	39,978	34,678	86.7	32,063	80.2
	ロ スタジオ	307	251	81.8	236	76.9
(十三)	イ 駐車場等	1,354	1,084	80.1	977	72.2
	ロ 航空機格納庫	66	48	72.7	43	65.2
(十四)	倉庫	10,067	7,766	77.1	7,080	70.3
(十五)	事務所等	98,121	80,129	81.7	74,020	75.4
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	210,491	149,363 (25,803)	71.0 (12.3)	132,901 (27,716)	63.1 (13.2)
	ロ 非特定複合用途防火対象物	41,119	29,330 (4,507)	71.3 (11.0)	26,222 (4,817)	63.8 (11.7)
(十六の二)	地下街	64	51	79.7	45	70.3
(十七)	文化財	1,310	1,210	92.4	1,110	84.7
合 計		1,064,933	854,731	80.3	790,585	74.2

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

3 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下本節においてことわりのない限り同じ。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物^{*7}等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている（統括防火管理制度：平成26年4月1日施行）。

これは、従来の共同防火管理協議制度（防火対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防火管理協議会を設け、防火管理に係る消防計画の作成その他必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防火管理を行うもの）では、統括防火管理者の役割や権限が法令上明確でなく、防火管理を

一体的・自律的に行う体制が構築できなかったため、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）により、統括防火管理者の選任を義務付け、統括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与することとしたものである。

平成27年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に8万8,474件あり、そのうち45.2%に当たる3万9,950件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は3万9,528件で、届出率は44.7%になっている（第1-1-29表）。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令

第1-1-29表 全国の統括防火管理実施状況

(平成27年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防火管理実施義務対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物	選任率 (%)	全体に係る消防計画を作成している防火対象物数	
							作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	24	18	75.0	10	41.7
	ロ	公会堂等	66	23	34.8	23	34.8
(二)	イ	キャバレー等	79	12	15.2	12	15.2
	ロ	遊技場等	96	51	53.1	45	46.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	37	28	75.7	18	48.6
	ニ	カラオケボックス等	25	10	40.0	5	20.0
(三)	イ	料理店等	4	0	0.0	0	0.0
	ロ	飲食店	2,447	1,018	41.6	992	40.5
(四)		百貨店等	922	278	30.2	260	28.2
(五)	イ	旅館等	187	110	58.8	109	58.3
(六)	イ	病院等	194	96	49.5	94	48.5
	ロ	特別養護老人ホーム等	126	63	50.0	54	42.9
	ハ	老人デイサービスセンター等	154	48	31.2	48	31.2
	ニ	幼稚園等	20	4	20.0	3	15.0
(九)	イ	特殊浴場	67	33	49.3	32	47.8
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	57,518	25,572	44.5	25,375	44.1
	ロ	非特定複合用途防火対象物	7,595	2,806	36.9	2,747	36.2
(十六の二)		地下街	55	45	81.8	45	81.8
(十六の三)		準地下街	4	3	75.0	3	75.0
		高層建築物	18,854	9,732	51.6	9,653	51.2
		合計	88,474	39,950	45.2	39,528	44.7

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物数の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

*7 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物

への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*8}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

また、防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、5年ごとに再講習を受講することが義務付けられている。

平成27年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は2万8,112人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始してから3年間以上継続しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、平成19年6月の消防法改正により、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、地震災害等に

対応した防災管理に係る消防計画^{*9}の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*10}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*11}の設置を義務付けている。

平成27年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に9,616件あり、そのうち81.0%に当たる7,793件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は7,226件で全体の75.1%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は8,161件で全体の84.9%となっている（第1-1-30表）。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することが各管理権原者に対して義務付けられている（統括防災管理制度：平成26年4月1日施行）。

平成27年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に2,685件あり、そのうち92.8%に当たる2,492件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,191件で、届出率は81.6%になっている（第1-1-31表）。

*8 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*9 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの

*10 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*11 自衛消防組織：防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うもの

第1-1-30表 全国の防災管理等実施状況

(平成27年3月31日現在)

用途区分	項目	防災管理を要する建築物等の数	防災管理者を選任している建築物等の数		防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数		自衛消防組織を設置している防火対象物の数	
			選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)		
(一)	イ 劇場等	61	58	95.1	54	88.5	52	85.2
	ロ 公会堂等	8	8	100.0	8	100.0	7	87.5
(二)	イ キャバレー等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 遊技場等	16	14	87.5	14	87.5	10	62.5
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—	0	—
	ニ カラオケボックス等	0	0	—	0	—	0	—
(三)	イ 料理店等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 飲食店	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
(四)	百貨店等	368	337	91.6	323	87.8	320	87.0
(五)	イ 旅館等	393	378	96.2	369	93.9	353	89.8
	ロ 共同住宅等							
(六)	イ 病院等	702	637	90.7	597	85.0	575	81.9
	ロ 特別養護老人ホーム等	35	32	91.4	30	85.7	31	88.6
	ハ 老人デイサービスセンター等	13	10	76.9	10	76.9	12	92.3
	ニ 幼稚園等	0	0	—	0	—	0	—
(七)	学校	814	729	89.6	641	78.7	627	77.0
(八)	図書館等	13	10	76.9	0	0.0	11	84.6
(九)	イ 特殊浴場	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 一般浴場	0	0	—	0	—	0	—
(十)	停車場等	5	4	80.0	4	80.0	4	80.0
(十一)	神社・寺院等	18	12	66.7	10	55.6	12	66.7
(十二)	イ 工場等	1,460	1,338	91.6	1,207	82.7	1,143	78.3
	ロ スタジオ	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
(十三)	イ 駐車場等	9	5	55.6	4	44.4	8	88.9
	ロ 航空機格納庫							
(十四)	倉庫							
(十五)	事務所等	1,623	1,313	80.9	1,237	76.2	1,408	86.8
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	3,260	2,248 (940)	69.0 (28.8)	2,122 (835)	65.1 (25.6)	2,907 (86)	89.2 (2.6)
	ロ 非特定複合用途防火対象物	755	616 (109)	81.6 (14.4)	553 (104)	73.2 (13.8)	622 (12)	82.4 (1.6)
(十六の二)	地下街	57	38	66.7	37	64.9	53	93.0
(十七)	文化財	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
合 計		9,616	7,793	81.0	7,226	75.1	8,161	84.9

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。() 内は、部分的に選任、作成又は設置されている建築物等の数値である。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成26年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、86万7,276回となっている(第1-1-32表)。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理

上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができる

第1-1-31表 全国の統括防災管理実施状況

(平成27年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防災管理を要する建築物等の数	統括防災管理者を選任している建築物等の数		全体についての消防計画を作成している建築物等の数	
					届出率 (%)		届出率 (%)
(一)	イ	劇場等	3	2	66.7	1	33.3
	ロ	公会堂等	0	0	—	0	—
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—	0	—
	ロ	遊技場等	0	0	—	0	—
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—	0	—
(三)	イ	料理店等	0	0	—	0	—
	ロ	飲食店	0	0	—	0	—
(四)		百貨店等	47	35	74.5	31	66.0
(五)	イ	旅館等	16	15	93.8	15	93.8
(六)	イ	病院等	27	20	74.1	19	70.4
	ロ	特別養護老人ホーム等	1	1	100.0	1	100.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	0	0	—	0	—
	ニ	幼稚園等	0	0	—	0	—
(七)		学校	11	9	81.8	5	45.5
(八)		図書館等	1	0	0	0	0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—	0	—
(十)		停車場等	2	2	100.0	1	50.0
(十一)		神社・寺院等	2	1	50	2	4
(十二)	イ	工場等	40	33	82.5	31	77.5
	ロ	スタジオ	0	0	—	0	—
(十三)	イ	駐車場等	5	5	100.0	5	100.0
(十五)		事務所等	472	433	91.7	356	75.4
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	1,871	1,761	94.1	1,574	84.1
	ロ	非特定複合用途防火対象物	144	135	93.8	111	77.1
(十六の二)		地下街	43	40	93.0	39	90.7
(十七)		文化財	0	0	—	0	—
合 計			2,685	2,492	92.8	2,191	81.6

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

れており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（第1-1-33表、附属資料24、25、26）。

特に、特定違反対象物（床面積1,500m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成27年3月31日現在、331件の特定違

反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（第1-1-34表）。

(2) 新「適マーク制度」の運用開始

平成25年10月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成26年4月1日から申請・受付を開始し、8月1日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク掲出が開始されている。なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる。（参照URL：http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html）

第1-1-32表 立入検査実施状況

(平成26年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	1,960	20,267	245	4,565	137	1,312	1,056	28,932	54,396

防火対象物の区分	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)	
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	29,289	171,146	19,637	26,756	34,031	6,927	36,196	2,590	773

防火対象物の区分	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	ロ 一般浴場	停車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等
立入検査回数	1,261	1,192	14,037	85,450	230	12,287	538	55,816	88,377

防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	合計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
立入検査回数	115,224	45,813	291	57	5,892	362	1	233	867,276

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

第1-1-33表 命令の状況

(平成26年度)

命令の種類	件数	命令件数	
		命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)		230	226
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)		15	15
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)		145	122
合計		390	363

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「是正件数」は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、平成27年3月31日までに是正された件数(平成27年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

(3) 違反対象物の公表制度の運用開始

平成25年12月の通知による「違反対象物の公表制度」は、不特定多数の者が出入する防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村等の条例に基づき、市町村のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月から、すべての政令指定都市において公表制度が開始されている。

第1-1-34表 特定違反対象物の改善状況の推移

年度別	区分	年度当初の違反対象物数	年度内違反是正対象物数	是正率 (%) (c = b/a × 100)
		(a)	(b)	
平成21年度		301	63	20.9%
平成22年度		299	69	23.1%
平成23年度		389	37	9.5%
平成24年度		179	46	25.7%
平成25年度		230	54	23.5%
平成26年度		249	56	22.5%
平成27年度		331	—	—

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時(3月31日現在)における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である(新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない)。

6. 消防用設備等

(1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、

第1-1-35表 消防同意処理状況

(件)

申請要旨	内訳	同意		不同意		合計	
		平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
新築		235,838	215,359	33	29	235,871	215,388
増築		23,296	20,858	10	5	23,306	20,863
改築		1,149	928	2	1	1,151	929
移転		137	143	0	0	137	143
修繕		98	115	0	0	98	115
模様替		147	126	0	0	147	126
用途変更		3,414	3,807	7	2	3,421	3,809
その他		3,770	3,308	1	0	3,771	3,308
合計		267,849	244,644	53	37	267,902	244,681

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

平成26年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、24万4,681件で、そのうち不同意としたものは37件であった(第1-1-35表)。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定

防火対象物についてみると、平成27年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率(設置数/設置必要数)は99.6%、自動火災報知設備の設置率は98.0%となっている(第1-1-36表)。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。最近では、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災(死者5名、負傷者7名)を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正

第1-1-36表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(平成27年3月31日現在)

防火対象物の区分	設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ 劇場等	766	762	4	99.5	3,676	3,661	15	99.6
	ロ 公会堂等	549	546	3	99.5	31,249	31,151	98	99.7
(二)	イ キャバレー等	5	4	1	80.0	491	465	26	94.7
	ロ 遊技場等	695	684	11	98.4	9,919	9,880	39	99.6
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	0		175	171	4	97.7
	ニ カラオケボックス等	12	12	0	100.0	2,775	2,698	77	97.2
(三)	イ 料理店等	6	6	0	100.0	2,379	2,294	85	96.4
	ロ 飲食店	103	102	1	99.0	35,311	34,418	893	97.5
(四)	百貨店等	7,417	7,366	51	99.3	88,017	86,541	1,476	98.3
(五)	イ 旅館等	1,996	1,988	8	99.6	45,089	44,689	400	99.1
(六)	イ 病院等	6,979	6,967	12	99.8	40,578	40,418	160	99.6
	ロ 特別養護老人ホーム等	33,832	33,722	110	99.7	41,112	40,942	170	99.6
	ハ 老人デイサービスセンター等	1,439	1,438	1	99.9	46,771	46,641	130	99.7
	ニ 幼稚園等	190	189	1	99.5	15,927	15,875	52	99.7
(九)	イ 特殊浴場	14	14	0	100.0	1,452	1,443	9	99.4
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	16,751	16,673	78	99.5	191,230	183,790	7,440	96.1
(十六の二)	地下街	60	60	0	100.0	64	64	0	100.0
(十六の三)	準地下街	4	4	0	100.0	5	5	0	100.0
合計		70,818	70,537	281	99.6	556,220	545,146	11,074	98.0

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

する政令等（平成25年12月27日公布）により、スプリンクラー設備の設置については、平成27年4月1日から施行された。なお、施行に際し、既存の施設については平成30年3月31日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者10名、負傷者5名）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等（平成26年10月16日公布）により、スプリンクラー設備の設置については、平成28年4月1日から施行されることとなった。施行に際し、既存の施設については、平成37年6月30日までに設置することとする経過措置が定められた。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識

や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成27年3月31日現在、消防設備士の数は延べ108万9,877人となっており（第1-1-37表）、また、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）652人、第1種（機械系統）14万6,533人、第2種（電気系統）13万8,202人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

（4）防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうた

第1-1-37表 消防設備士の数

（平成27年3月31日現在）

種別	類別	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	合計
		特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	漏電火災警報器	
甲種（人） （工事・整備）		2,839	131,691	40,822	35,046	271,208	31,428	—	—	513,034
乙種（人） （整備）		—	36,200	11,241	10,228	84,581	17,114	235,457	182,022	576,843

（備考） 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

第1-1-38表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成27年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		
			適合率(%)			適合率(%)			適合率(%)		
(一)	イ 劇場等	4,181	2,511	2,396	95.4%	1,882	1,790	95.1%	451	430	95.3%
	ロ 公会堂等	64,863	42,202	38,205	90.5%	24,771	21,842	88.2%	4,143	3,550	85.7%
(二)	イ キャバレー等	1,003	469	363	77.4%	503	406	80.7%	60	55	91.7%
	ロ 遊技場等	10,933	4,843	4,329	89.4%	4,506	4,077	90.5%	750	668	89.1%
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	242	153	122	79.7%	138	111	80.4%	9	7	77.8%
	ニ カラオケボックス等	2,767	1,406	1,254	89.2%	1,226	1,102	89.9%	180	165	91.7%
(三)	イ 料理店等	3,620	2,153	1,795	83.4%	1,957	1,643	84.0%	220	195	88.6%
	ロ 飲食店	82,115	38,245	32,001	83.7%	24,905	20,565	82.6%	4,117	3,474	84.4%
(四)	百貨店等	154,540	57,920	52,078	89.9%	32,251	28,237	87.6%	7,927	6,749	85.1%
(五)	イ 旅館等	57,607	46,448	42,326	91.1%	39,338	36,106	91.8%	3,253	2,673	82.2%
(六)	イ 病院等	63,392	45,328	42,518	93.8%	25,059	23,112	92.2%	3,954	3,458	87.5%
	ロ 特別養護老人ホーム等	40,202	32,657	30,893	94.6%	19,047	17,915	94.1%	2,934	2,666	90.9%
	ハ 老人デイサービスセンター等	66,367	48,124	44,564	92.6%	26,907	24,285	90.3%	3,728	3,277	87.9%
	ニ 幼稚園等	18,438	14,087	13,043	92.6%	7,349	6,671	90.8%	1,156	1,026	88.8%
(九)	イ 特殊浴場	1,624	1,160	1,007	86.8%	1,092	988	90.5%	80	65	81.3%
(十二)	ロ スタジオ	528	212	182	85.8%	170	149	87.6%	85	69	81.2%
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	340,082	142,756	114,646	80.3%	97,888	78,761	80.5%	19,204	15,229	79.3%
	ロ 非特定複合用途防火対象物	16,835	2,561	2,010	78.5%	1,999	1,533	76.7%	710	554	78.0%
(十六の二)	地下街	67	54	42	77.8%	45	38	84.4%	7	7	100.0%
(十六の三)	準地下街	12	6	4	66.7%	5	4	80.0%	0	0	—
	高層建築物	50,613	20,949	17,531	83.7%	18,976	16,315	86.0%	3,683	3,099	84.1%
合計		980,031	504,244	441,309	87.5%	330,014	285,650	86.6%	56,651	47,416	83.7%

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

ん等の物品(以下「防災対象物品」という。)には、消防法により、所定の防災性能を有するもの(以下「防災物品」という。)を使用することを義務付けている。

平成27年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、98万31件であり、適合率(防災防火対象物において使用される防災対象物品がすべて防災物品である防災防火対象物の割合)は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で87.5%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で86.6%、展示用合板を使用する防災防火対象物で83.7%となっている(第1-1-38表)。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁では、ホームページ(参照URL: http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/)におい

て、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、家庭用こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)」(以下「対象火気省令」という。)に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

平成27年11月には、高出力IH調理器など新たな設備・器具等の流通状況等を踏まえ、対象火気省令を改正し、これらの設備・器具等を設置する場合に可燃物等との間に確保すべき火災予防上安全な距離(離隔距離)に関する基準を新たに定めることとした(平成28年4月1日施行)。

7. 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（第1-1-39表）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整

備充実を図っている。

検定制度については、平成20年10月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為が、また、平成22年3月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布され、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等が定められた。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日公布）により、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「結合金具」、並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加した（平成26年4月1日施行）。

(2) 自主表示

自主表示の制度は、消防法第21条の16の3の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。平成26年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ11件、消防用ホース589件、消防用吸管4件、結合金具399件、エアゾール式簡易消火具3件及び漏電火災警報器66件となっている。

自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の16の2の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、消防法の一部を改正する法律（平成24年6月27日公布）により、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化が行われている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、「動力消

第1-1-39表 検定申請状況

(平成26年度)

種別	区分	型式試験	型式変更試験	型式適合	型式適合
		申請数 (件)	申請数 (件)	検定申請数 (個)	検定合格数 (個)
①消火器	大型	12	3	38,839	39,997
	小型	77	7	6,119,246	5,428,900
②消火器用 消火薬剤	大型用	14	—	1,932	2,043
	小型用	—	—	257,542	277,998
③泡消火薬剤		12	—	2,086,000	2,071,240
④火災報知 設備	感知器	70	2	7,049,084	6,945,599
	発信機	8	2	319,490	334,103
⑤中継器		24	2	446,564	447,613
⑥受信機		19	11	516,348	521,709
⑦住宅用防災警報器		135	7	3,303,812	2,549,647
⑧閉鎖型スプリン クラーヘッド		6	6	2,891,321	2,826,220
⑨流水検知装置		9	9	32,213	31,930
⑩一斉開放弁		6	0	21,812	21,094
⑪金属製避難はしこ		7	2	147,004	151,539
⑫緩降機		0	0	6,077	5,570
合計		399	51	23,237,284	21,655,202

(備考) 1 「日本消防検定協会」により作成

2 型式試験（型式変更試験）：日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験

防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、消防法施行令の一部を改正する政令等（平成25年3月27日公布）により、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」、並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加した（平成26年4月1日施行）。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。平成27年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで58件が認定を受けている（第1-1-40表）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及される

ことが期待されている。

9. 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（P. 285参照）。本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうちその結果を踏まえた消防法令の改正等の対応を行ったものは第1-1-41表のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権が付与されている（平成25年4月1日施行）。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期毎に公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

第1-1-40表 特殊消防用設備等の認定件数：合計58件

(平成27年3月31日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日告示基準を制定)	排煙設備	25件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる消火設備である。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正)	ハロゲン化物消火設備	3件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	6件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。(平成26年3月28日告示基準を制定)	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機の回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正)	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要な防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	3件
大空間自然給排煙設備	煙感知器等により火災を感知した際、給気口及び排気口を確保し、防火防煙シャッターで煙の拡散を防ぐことにより、大空間部分において仕様規定の排煙設備と同等以上の排煙性能を実現する排煙設備である。	排煙設備	1件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス(窒素)消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長し、防護区画を不燃区画から防火区画にすることで気密性を担保している消火設備である。	不活性ガス消火設備	4件
合 計			58件

第1-1-41表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応

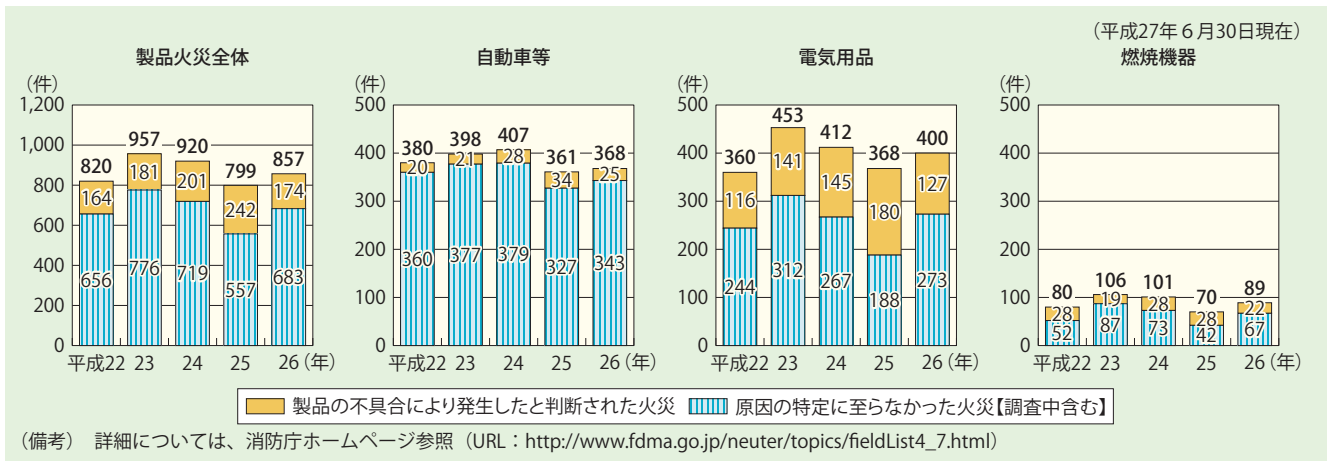
No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10名)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12名)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59名)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15名)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

平成26年(平成26年1月～12月)に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災として、消防機関から報告されたものについて集計したところ、製品火災全体では857件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が174件、「原因の特定に至らなかった火災」が526件、「現在調査中の火災」が157件であった(第1-1-28図)。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材に

第1-1-28図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



よる鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

11. 屋外イベント会場の防火対策の推進

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において、死者3名、負傷者56名という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを受け、屋外イベント会場の防火対策を推進するため、平成25年12月に消防法施行令改正、平成26年1月に火災予防条例(例)改正を行い、屋外イベント会場等で火気器具を扱う際の消火器の準備や大規模な屋外イベント等のうち、消防長が指定するイベントについては防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成及び当該計画の提出等を義務付けた。

火災予防行政の課題

1. 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の未設置世帯に対して早期に設置することを一層促進するとともに、平成28年6月には設置義務化から10年が経過することとなり、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の適切な維持管理を促進することが重要である。

また、住宅火災において、寝具類や衣類が着火物

となって多くの死者が発生していることから、防災品の普及を推進することが重要である。

特に、「高層共同住宅における防災品の使用実態調査」(東京消防庁・(公財)日本防災協会)によると、高層マンションの居住者における防災物品の認知度は約5割に留まっており、防災物品に対する理解を促進することが重要である。

このため、消防本部、消防団、女性(婦人)防火クラブ、自主防災組織等と協力して、火災予防運動、住宅防火防災推進シンポジウム、住宅防火・防災キャンペーン等を通じた住宅防火対策の普及啓発等を更に推進していく必要がある。

2. 違反是正の実効性向上

大きな被害を伴う近年の火災(平成24年5月広島県福山市ホテル火災、平成25年2月長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災、平成25年10月福岡県福岡市診療所火災、平成27年5月神奈川県川崎市簡易宿泊所火災、平成27年10月広島県広島市飲食店火災)では、関係部局間の情報共有・連携体制の構築が重要との指摘がなされている。

認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の更なる充実を図るため、関係部局間の情報共有・連携体制の構築について、関係省庁で検討を行い、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成27年3月に策定したところであり、このガイドラインを踏まえた各地域における関係部局間の情報共有・連携体制の構築を推進していく必要がある。

また、立入検査時に把握した違反建築物等の情報について、消防部局及び建築部局で適切に共有し、連携した違反是正指導を行っていくための体制構築を図っていく必要がある。

3. 比較的小規模な施設に対応した自動消火設備の技術開発の促進

(1) 自動消火設備の技術開発の促進

近年、比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障がい者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところである（既存の施設については設置義務に係る経過措置が設けられている。）。

消防法においては、これらの建築物の構造特性等に鑑み、スプリンクラー設備に代えて、同様の機能を有し設置工事が行いやすいパッケージ型自動消火設備を設置することができることとされている。今後、既存の施設を中心にパッケージ型自動消火設備に対する需要が増加していくことが想定されるが、現行の設備は主として比較的大規模な施設におけるスプリンクラー設備の代替設備として開発されたこともあり、比較的小規模な施設に設置する場合、単位面積当たりの設置費用が割高になる傾向がある。

こうした状況に鑑み、比較的小規模な施設の建物特性に対応した消火性能を有するパッケージ型自動消火設備に係る技術開発の動向を踏まえ、必要な技術上の基準の策定など施設の特性に適したパッケージ型自動消火設備の設置を可能とするための環境整備を進めている。

(2) 小規模施設における消防訓練の実効性向上

多数の自力避難困難者が利用する小規模施設では、夜間は昼間に比べて職員数が少なく、火災が発生した場合には、限られた職員等により初期消火や消防機関への通報、自力避難困難者を介助しながらの避難誘導などを行う必要がある、夜間の火災時に適切に対応するための消防訓練を定期的実施することが特に重要である。

このため、施設の職員等が躊躇することなく火災に対応できるよう、あらかじめ最低限の行動パター

ンを整理しておくことが重要であり、消防機関への通報を早期に行うとともに、自力避難困難者が建物外への避難に時間を要する場合はバルコニー等の一時的な避難場所へ水平的に避難させることも考慮するなど、個々の施設の状況等に応じた具体的な訓練方法等をマニュアルとして整備し、訓練の実効性向上を図っていく必要がある。

4. 消防用設備等の点検報告の促進

防火対象物に設置された消防用設備等や特殊消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題も散見されている。これらの消防用設備等の点検報告制度における課題を整理し、その方策を議論するため、平成27年度から「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を進めている。

防火対象物の用途や地域により、点検報告率に差異が生じていることから、検討部会等においてその要因、点検報告率の向上に寄与する取組、点検報告後の改善措置等について調査・分析し、具体的な対策を取りまとめるなど、点検報告制度の実効性向上に取り組んでいく必要がある。

5. 高齢者、障がい者及び外国人来訪者等に配慮した防火安全対策

高齢化の進展や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴い、高齢者、障がい者又は外国人来訪者が利用する防火対象物において、これらの者に配慮した防火安全対策を推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、高齢者、障がい者等に対して火災発生時に警報を適切に伝えることができる光警報装置のあり方について検討を進めている。これまでに実際の商業施設や空港等をモデル施設として光警報装置による火災認知及び避難に関する効果の実証実験を行い、光警報装置が備えるべき性能等について結論を得たところである。今後、どのような場所に光警報装置を設置することが有効かという点について海外の事例等を参考に検討を行い、ガイドラインを策定するなどにより対策を進めていく必要がある。

あわせて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において多数の外国人来訪者等が競技場や駅、空港などのターミナル施設等を利用することが見込まれることから、これらの施設で火災が発生

した場合に、外国人来訪者等に対し火災情報を的確に伝え、迅速な避難行動を促すための具体的な方策について検討するなどして、必要な防火安全対策を取りまとめ、推進していく必要がある。